

宇部市 多文化共生推進ビジョン



令和6年（2024年）4月
山口県宇部市

はじめに

目 次

第1章 ビジョン策定にあたって

1 ビジョンの策定趣旨	4
2 ビジョンの位置付け	5
3 本ビジョンの計画期間.....	6
4 ビジョン策定の基礎資料.....	6
5 国の動向	6
6 県の動向	8

第2章 宇部市の現状と課題

1 宇部市の現状.....	9
2 宇部市の外国人住民に対する行政サービス.....	14
3 アンケート・ヒアリング調査の結果(抜粋).....	16
4 分野別の現状と課題	41

第3章 基本理念・基本方針

1 ありたい姿	46
2 基本方針	48
3 基本理念.....	49

第4章 施策

1 基本方針1 相互尊重のコミュニケーションによる地域づくり	51
2 基本方針2 誰もが安心して生活することができる地域づくり	53
3 基本方針3 日本人と外国人が共に社会で活躍できる地域づくり.....	54
4 基本方針4 子どもたちがのびのびと学び活躍できる地域づくり	55
5 基本方針5 情報ネットワークが確立された地域づくり	56

第5章 推進体制

1 施策の推進体制.....	57
2 各主体の役割.....	58

参考資料

1 多文化共生に関するキーワード	61
2 宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会委員名簿.....	67
3 宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会設置要綱.....	68

第1章 ビジョン策定にあたって

1 ビジョンの策定趣旨

社会経済のグローバル化、少子高齢化、人口減少など、社会環境が激しく変動する中、わが国では、国内の深刻な人手不足を補うため、平成31年(2019年)4月に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が改正され、新たな在留資格「特定技能」が加わりました。そのことにより、外国人労働者の幅広い受入れが可能となり、特定技能資格を中心に在留外国人が急増しました。今後も、日本で働き生活する外国人はますます増加すると予想されています。

宇部市においても同様に、外国人を受け入れる企業が増加しています。令和5年(2023年)3月31日現在の本市における外国人登録者数は、45か国、2,100人で、本市の総人口の1.32%を占めており、近年5年間で141人増加しています。

このように本市でも国際化が進む中、生活習慣の違いを互いに理解し合い、地域の一員として、共に幸せに暮らすことができるまちづくりを、市民や民間団体、企業などが取り組んでいくことが一層求められています。

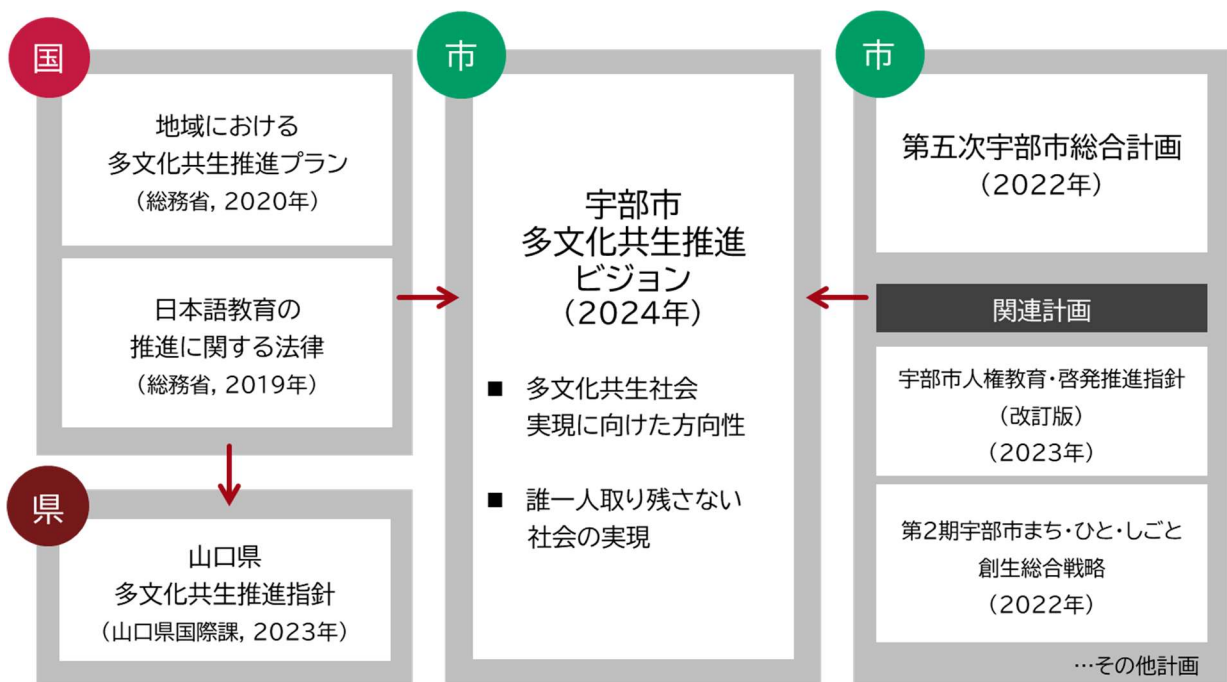
一方で、本市でも、2025年の関西大阪万博の開催や、隣市がニューヨーク・タイムズ紙「2024年に行くべき52か所」に選定されたことを好機に、観光インバウンド客誘致の取組を行っており、外国人観光客に対応するための多言語化も求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の行うべき国際化に向けた取組を、総合的・計画的に推進するため、そして、今日の宇部市を築き上げる理念であった「共存同栄・協同一致」の精神(こころ)と基本的人権の尊重を基調として市民宣言に謳われている「人間が尊重される都市づくり」を体現するため、このたび「宇部市多文化共生推進ビジョン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた方向性を明らかにします。

2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「第五次宇部市総合計画」に掲げた「ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部(まち)」の実現を目指し、本市の「多文化共生に向けた地域づくり」に関する基本的な理念を定め、県や関係機関等と連携して多文化共生社会の実現に向けた施策を推進するための方向性を示すものであり、国や県、本市の上位計画、関連計画を踏まえて策定します。

なお、本ビジョンは、総務省が策定について技術的助言をしている「地域における多文化共生推進プラン」として、また、日本語教育の推進に関する法律(令和元年(2020年)6月28日公布・施行)に規定されている「日本語教育の推進に関する基本的な方針」として位置付けます。



第五次宇部市総合計画

ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部(まち)
 ~共存同栄の精神(こころ)を未来につないで~

基本目標4 誰もが健康で自分らしく暮らせるまち

「一人ひとりが個性を認め合い、互いの人権を尊重することで、共に成長する社会づくりを推進します。」

3 本ビジョンの計画期間

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間とします。

なお、期間中であっても、社会情勢の大きな変動や市民意識の変化、法改正など様々な状況を考慮する中で、必要に応じてビジョンの見直しを行います。

計画名称		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
市	第五次 宇部市総合計画										
	宇部市多文化共生 推進ビジョン										
県	山口県多文化共生 推進指針										

4 ビジョン策定の基礎資料

2023年4月11日から5月8日にかけて外国人住民及び日本人住民へのアンケートを、2023年7月から8月にかけて外国籍の労働者を雇用する事業所、市内教育機関等へのヒアリング調査を、2024年2月5日から3月5日にかけてパブリックコメントを実施しました。

その他、ビジョン策定にあたり、宇部市統計書、住民基本台帳を基にした統計情報、出入国在留管理庁の資料等を活用しています。

5 国の動向

日本で暮らす在留外国人数は、2022年12月末時点で300万人を超え過去最高となるなど増加しており、その国籍も多国籍化しています。

近年、国では、深刻化する人手不足等を背景として、2018年7月に、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」を閣議決定し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」を創設するとともに、関係府省庁が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、「外国人の受入れ環境の整備」を効果的・効率的に進めることとしました。

また、2018年12月には、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を策定し、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる社会の実現に向けて施策の充実を年々図っているほか、2022年6月には、2026年度まで

の5年間を計画期間として、国の目指すべき外国人との共生社会のビジョンや中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定するなど、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組んでいます。

総務省は、大きく変化する社会経済情勢に応じた多文化共生施策の推進を各地方公共団体に求めており、地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため策定した「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」(令和2年9月)では、地域における多文化共生を推進するための具体的な施策について、下記のとおり示されています。

①コミュニケーション支援

- 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- 日本語教育の推進
- 生活オリエンテーションの実施

②生活支援

- 教育機会の確保
- 適正な労働環境の確保
- 災害時の支援体制の整備
- 医療・保健サービスの提供
- 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- 住宅確保のための支援
- 感染症流行時における対応

③意識啓発と社会参画支援

- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民の社会参画支援

④地域活性化の推進やグローバル化への対応

- 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- 留学生の地域における就職推進

6 県の動向

山口県では、多文化共生に向けた地域づくりの推進施策の一環として、2023年12月に「山口県多文化共生推進指針」を策定しました。この指針では、山口県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」に掲げた「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指し、山口県の「多文化共生による地域づくり」に関する基本的な理念を定め、県内の市町や関係機関等と連携して多文化共生社会施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性が示されています。

基本理念

日本人と外国人が、お互いを尊重しながら、
共に地域を創る一員として活躍することで、
全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県

基本方針1

円滑なコミュニケーションができる地域づくり

日本人と外国人県民との円滑なコミュニケーションを促進するとともに、お互いを尊重し、相互理解を深めることで、地域社会の一員として共に生きていくことができる地域づくりを推進します。

基本方針2

誰もが豊かに安心して暮らし続けることができる地域づくり

外国人県民が生活やライフステージの様々な場面において困ることがないように、相談・支援体制を充実させ、誰もが豊かさを感じながら安全に安心して生活することができる地域づくりを推進します。

基本方針3

日本人と外国人が共に活躍できる地域づくり

様々な背景を持つ外国人を含む全ての県民が社会に参画し、自らの持つ能力を最大限に発揮し、地域社会の一員として活躍することで、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進します。

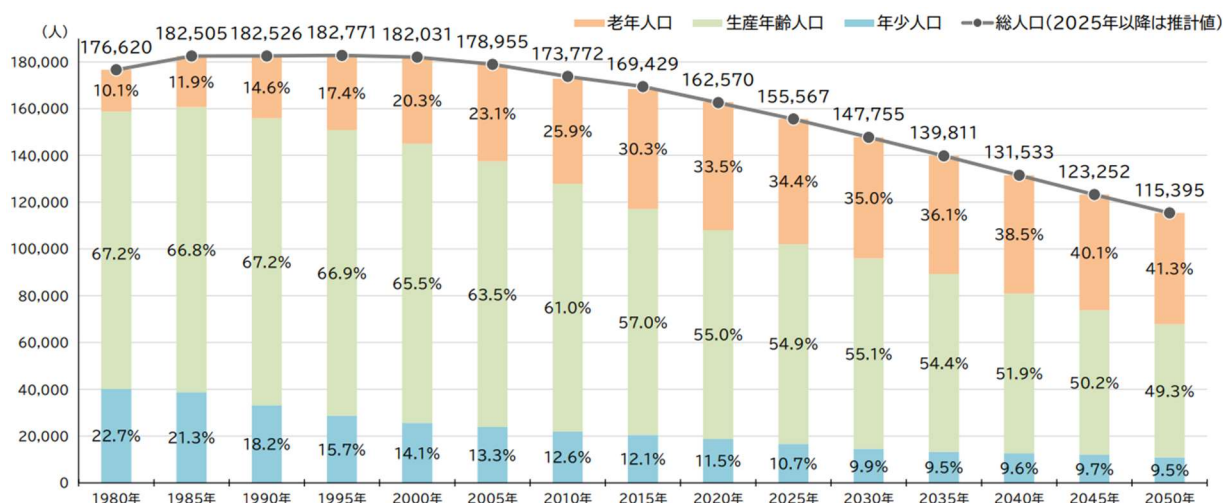
第2章 宇部市の現状と課題

1 宇部市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、1995年の182,771人をピークに減少に転じています。また、総人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある一方で、老年人口の割合は増加を続けています。今後もこの傾向は強くなることが想定されています。

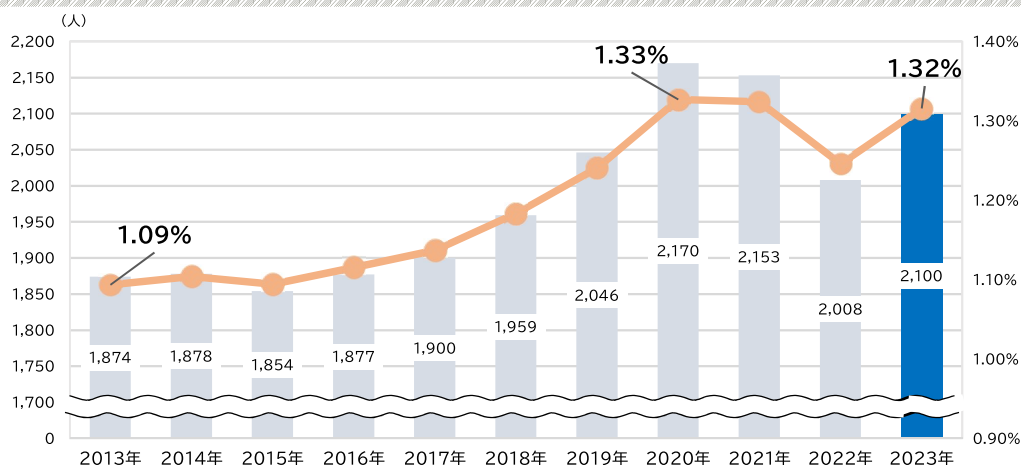
【図表1】 人口の推移(総人口に年齢不詳者を含む)



出典：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を基に作成

本市の人口が減少している中、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を除き、外国人住民の人口、割合は共に増加傾向にあります。

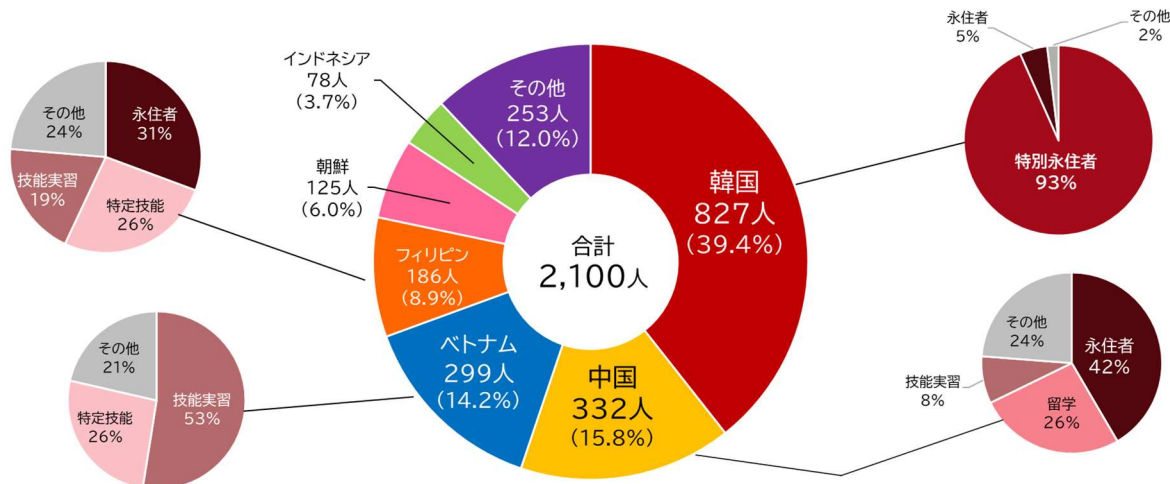
【図表2】 宇部市の在留外国人数の推移と市人口に占める在留外国人数の割合の推移



(2) 国籍・地域別人口

本市で多い国籍・地域は、韓国、中国、ベトナム、フィリピンとなっています。

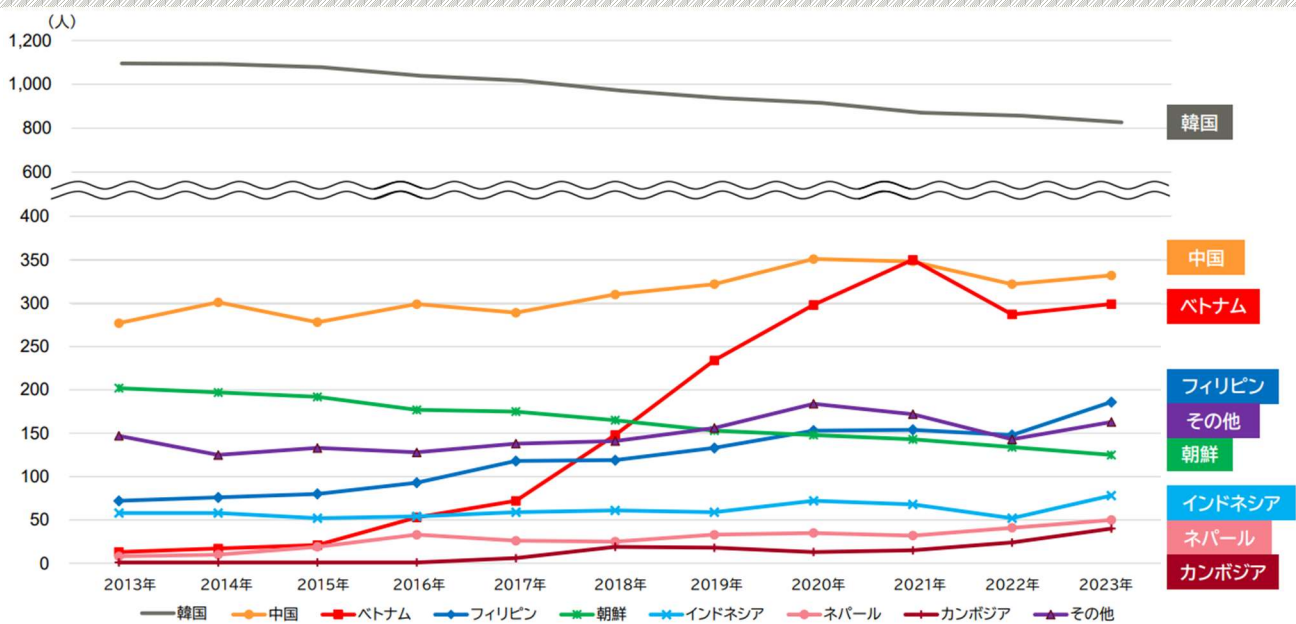
【図表3】 国籍・地域別人口



(2023年3月31日現在 宇部市住民基本台帳を基に作成)

10年前と比較すると、在留外国人の国籍・地域数は37から45に増加しており、100人以上が在籍する国籍・地域数は4から6へと増加しています。また、10年間の国籍・地域別人数の推移は、韓国籍及び朝鮮籍が減少傾向にある一方、ベトナム、フィリピン等の東南アジアの国籍が特に増加傾向にあります。

【図表4】 国籍・地域別人口の推移

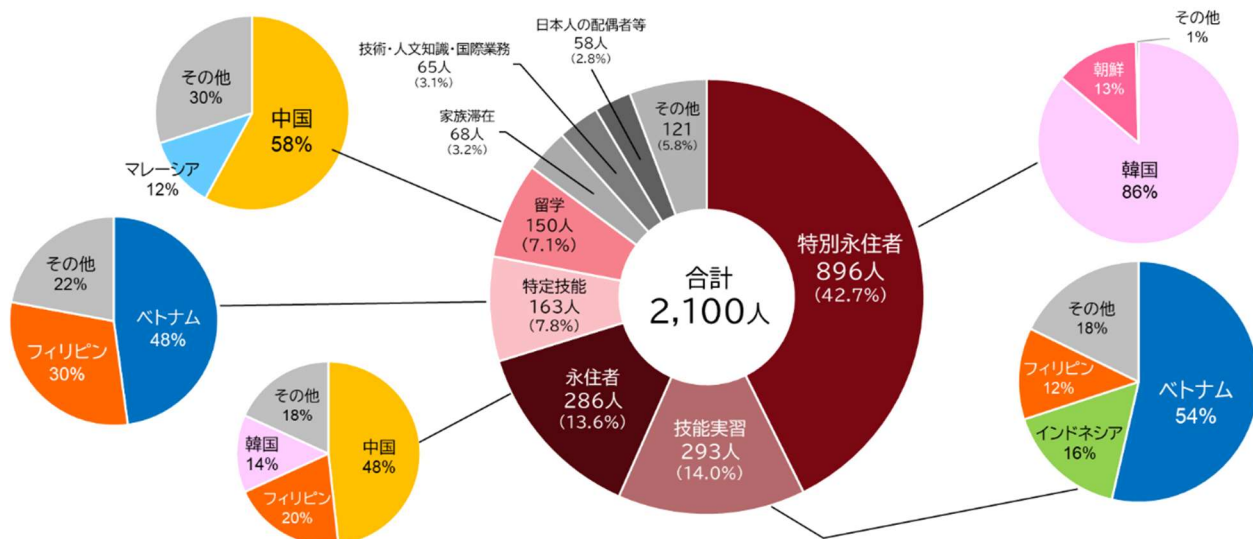


(2023年3月31日現在 宇部市住民基本台帳を基に作成)

(3)在留資格別人口

本市では、特別永住者が最も多く、技能実習、永住者、特定技能と続いており、留学生も一定数在住しています。

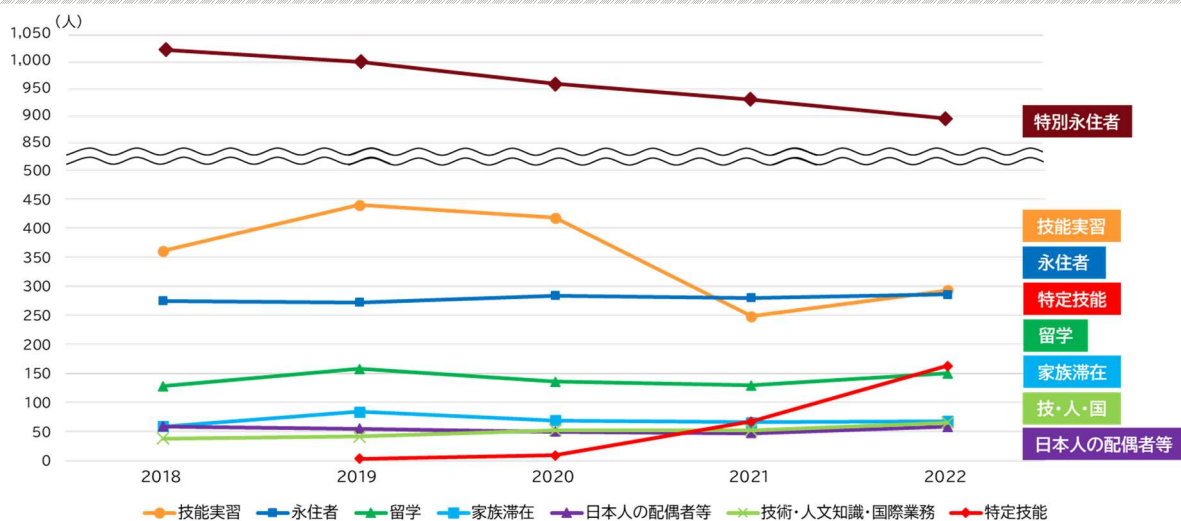
【図表5】 在留資格別人口



(2023年3月31日現在 宇部市住民基本台帳を基に作成)

推移に着目すると、技能実習は新型コロナウイルス感染症に関連する入国制限により、一時的に減少しました。一方、特定技能は、2019年4月の制度創設以来、急増しています。その他、永住者や技術・人文知識・国際業務、家族滞在など、長期的な滞在が可能な在留資格により在留する外国人住民が増加傾向にあります。

【図表6】 在留資格別人口の推移



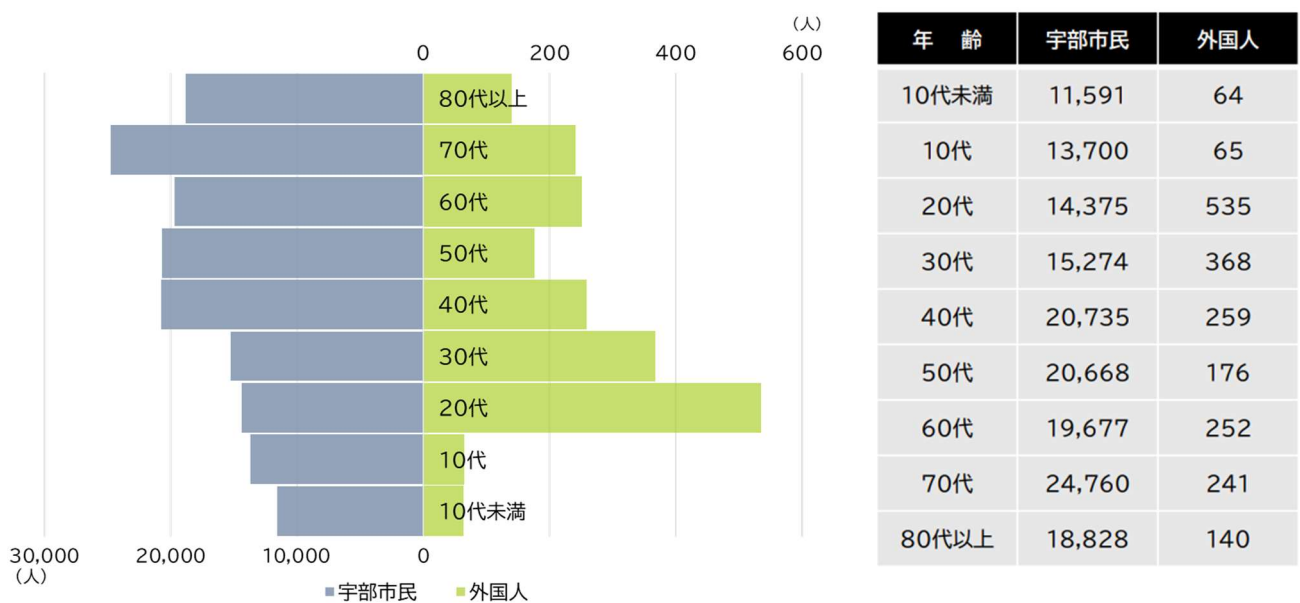
(2023年3月31日現在 宇部市住民基本台帳を基に作成)

(4) 宇部市民全体と外国人住民の年齢構成

市民全体の年齢別構成比率は、70代が24,760人と約15%を占め最も多く、40代から80代以上の年齢層の割合が高くなっています。

一方、市民全体の約1.3%を占める外国人住民の年齢別構成比率は、20代が535人と25%を占め最も多く、次いで30代、40代となり、生産年齢人口(15～64歳)が全体の70%を占めています。

【図表7】 宇部市民全体と外国人住民の年齢構成



(2023年3月31日現在 宇部市住民基本台帳を基に作成)

(5) 地区別人口

市内に外国人住民は散在していますが、特に上宇部地区、厚南地区、黒石地区に集中しています。また、各地区の人口に占める外国人住民数の割合では、二俣瀬地区、船木地区、厚南地区が上位となっています。

外国人住民数や割合が多い理由として、以下の理由が挙げられます。

- ・ 留学生を受け入れている高等教育機関がある(上宇部地区)
- ・ 外国人労働者を受け入れている企業がある(厚南地区、船木地区、二俣瀬地区)

【図表8】 地区別人口

地区名	外国人住民数(人)	総人口(人)	外国人割合
上宇部	251	13,210	1.90%
厚南	222	10,526	2.11%
黒石	174	9,783	1.78%
藤山	152	10,587	1.44%
琴芝	134	9,689	1.38%
川上	124	7,597	1.63%
新川	109	7,657	1.42%
原	102	7,131	1.43%
恩田	95	12,306	0.77%
神原	91	5,305	1.72%
船木	82	3,326	2.47%
西宇部	77	7,036	1.09%
鶉の島	74	3,774	1.96%
西岐波	66	12,804	0.52%
東岐波	61	12,200	0.50%
岬	58	3,643	1.59%
見初	47	3,205	1.47%
常盤	39	8,092	0.48%
二俣瀬	32	1,102	2.90%
厚東	21	1,594	1.32%
万倉	4	1,151	0.35%
小野	3	1,043	0.29%
吉部	2	692	0.29%

(2023年3月31日現在 宇部市住民基本台帳を基に作成)

2 宇部市の外国人住民に対する行政サービス

2023年1月現在、本市は外国人住民に対して以下の行政サービスを提供しています。

(1)生活

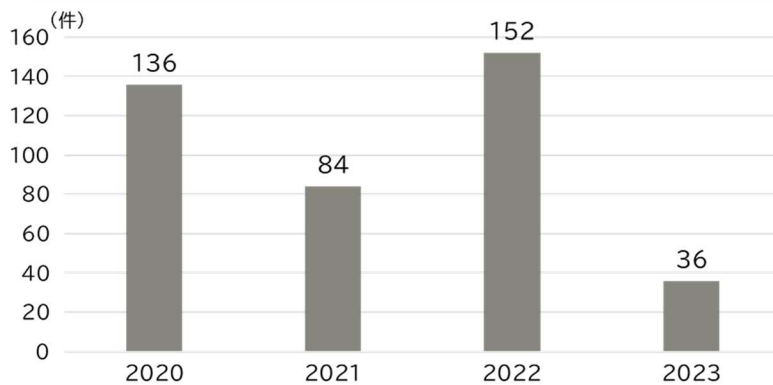
宇部市外国人総合相談窓口の運営

外国人住民が、市役所で福祉、子育て、医療、住民票交付等の行政手続やその他生活に関する相談ができるよう、2021年2月に宇部市外国人総合相談窓口を開設

<運用>

- ・ 窓口に来た外国人は、窓口担当者と2者・3者間電話通訳サービス(21言語対応)を使って会話
- ・ 3者間電話通訳サービスは、市民センター等の出先を含む全ての部署で利用可能

相談件数の推移(総数、2023年は12月末までの値)



外国人の主な相談内容(2022年)

① 教育	67件
② 通訳・翻訳	21件
③ 雇用・労働	13件
④ 日本語学習	12件
⑤ 社会保険・年金	8件

(2)情報・交流

- 「外国人住民のための生活ガイドブック」(日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語)の作成・配布
- 「外国人のための日本語講座」の実施
- 外国人技能実習生への生活オリエンテーションの実施
- 外国人住民向け Facebook「Ube City」の運用
- 宇部市国際ボランティア登録者の派遣
- うべ暮らし交流会等の移住者との交流機会の提供

(3)観光・文化

- 案内パンフレット、バリアフリーマップの作成(英語、中国語、韓国語)
- 各種サインの英語表示併記
- ときわミュージアム世界を旅する植物館での多言語対応音声ガイドサービスの提供(英語、中国語、韓国語)
- UBE ビエンナーレ(現代日本彫刻展)応募要項の多言語化(英語、中国語、韓国語、スペイン語)
- 市内に設置している彫刻作品銘板の多言語化(英語)
- UBE ビエンナーレ(現代日本彫刻展)ウェブサイトの多言語化(英語)

(4)教育・人権

- 宇部市国際ボランティア登録者による授業サポートの実施
- 差別や偏見等の人権問題に関する相談対応

(5)防災・環境

- 外国人住民のための防災ハンドブック(山口県発行、6言語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、)の配布
- ごみ収集日程表の作成、配布(英語、中国語、ベトナム語)
- ごみ資源物の出し方の作成、配布(英語、中国語、ベトナム語)
- ごみの出し方、分別方法についての出前講座を実施
- 国民年金制度の仕組みを記載した外国語版パンフレットの配布(英語、中国語、韓国語ほか計14言語)
- 広報うべ(デジタルブック版)の多言語対応(日本語、英語、韓国語、中国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語)

(6)医療・子育て

- 予防接種やがん検診、健康相談等における通訳同行に係る調整
- 外国語対応医療機関、外国人相談窓口の紹介
- 就学児童への保健指導や生活支援について外国人家庭への個別訪問
- 外国人住民向け親子健康手帳(母子健康手帳)の配布(英語、中国語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語)

3 アンケート・ヒアリング調査の結果(抜粋)

2023年4月11日から5月8日にかけて、外国人住民及び日本人住民へのアンケートを、同7月から8月にかけて外国籍の労働者を雇用する事業所、市内教育機関等へのヒアリング調査を実施しました。

それぞれのアンケート及びヒアリング調査の結果から、次のような意識や実態が明らかとなりました。

(1)外国人住民アンケート

調査概要

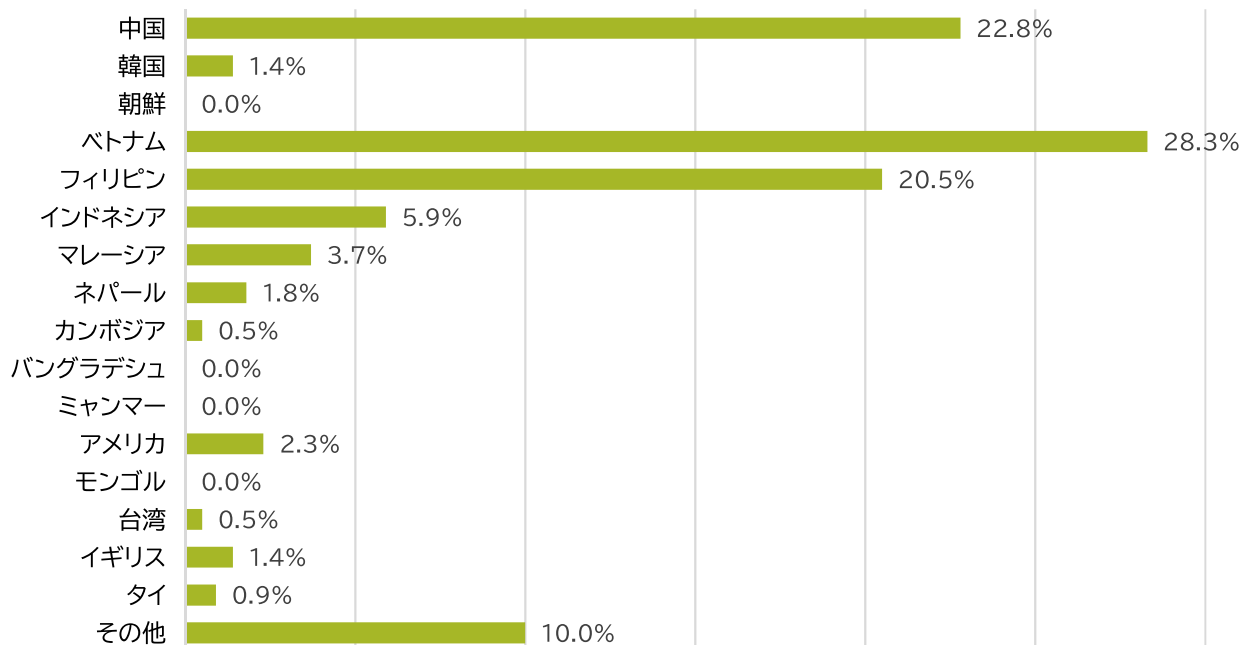
- 調査名 外国人住民アンケート
- 対象者 宇部市内に在住する18歳以上のすべての外国人
(特別永住者を除く)
- 調査方法 アンケートの URL を記載した依頼文(やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語)を郵送、
オンラインで回答(やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語)
- 調査期間 2023年4月11日～5月8日
- 回収結果 発 送 数：956件
有効回答件数：219件(回答率 22.9%)

主な回答結果

回答者属性(国籍・地域)

① あなたの国・地域はどこですか？(一つだけ選択)

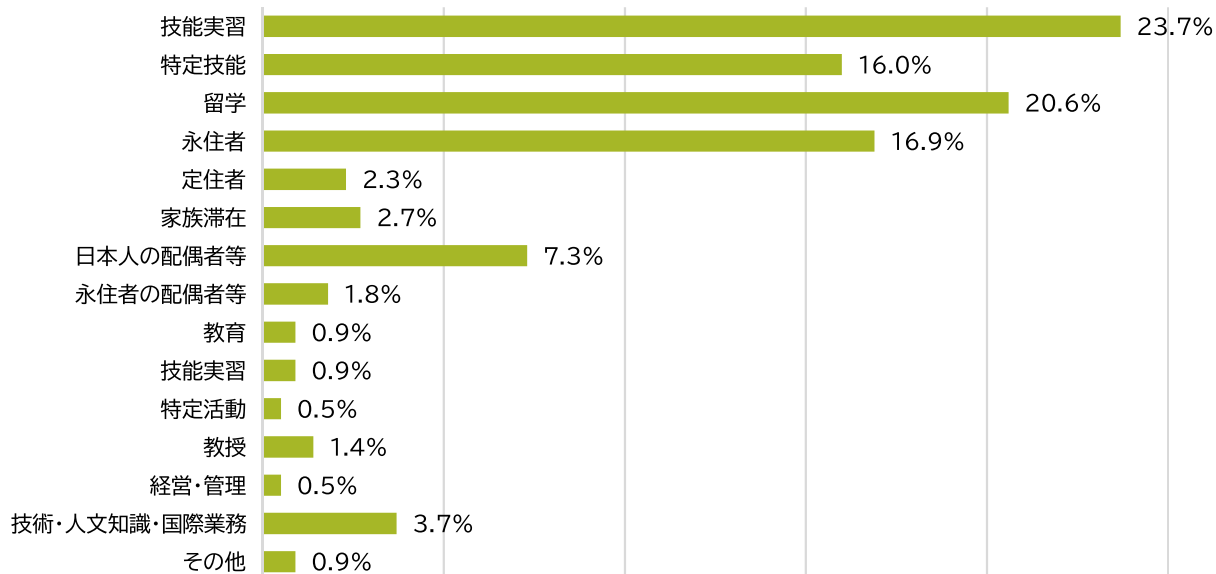
- 「ベトナム」が28.3%と最も多く、次いで「中国」(22.8%)、「フィリピン」(20.5%)となっています。



回答者属性(在留資格)

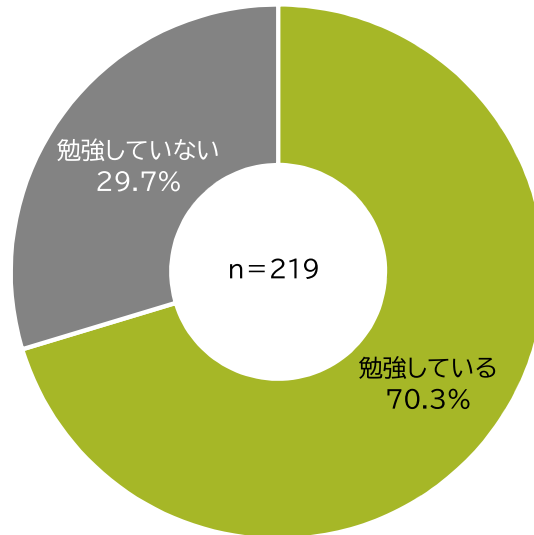
② あなたの在留資格は何ですか？(一つだけ選択)

- 「技能実習」が23.7%と最も高く、次いで「留学」(20.6%)、「永住者」(16.9%)、「特定技能」(16.0%)となっています。



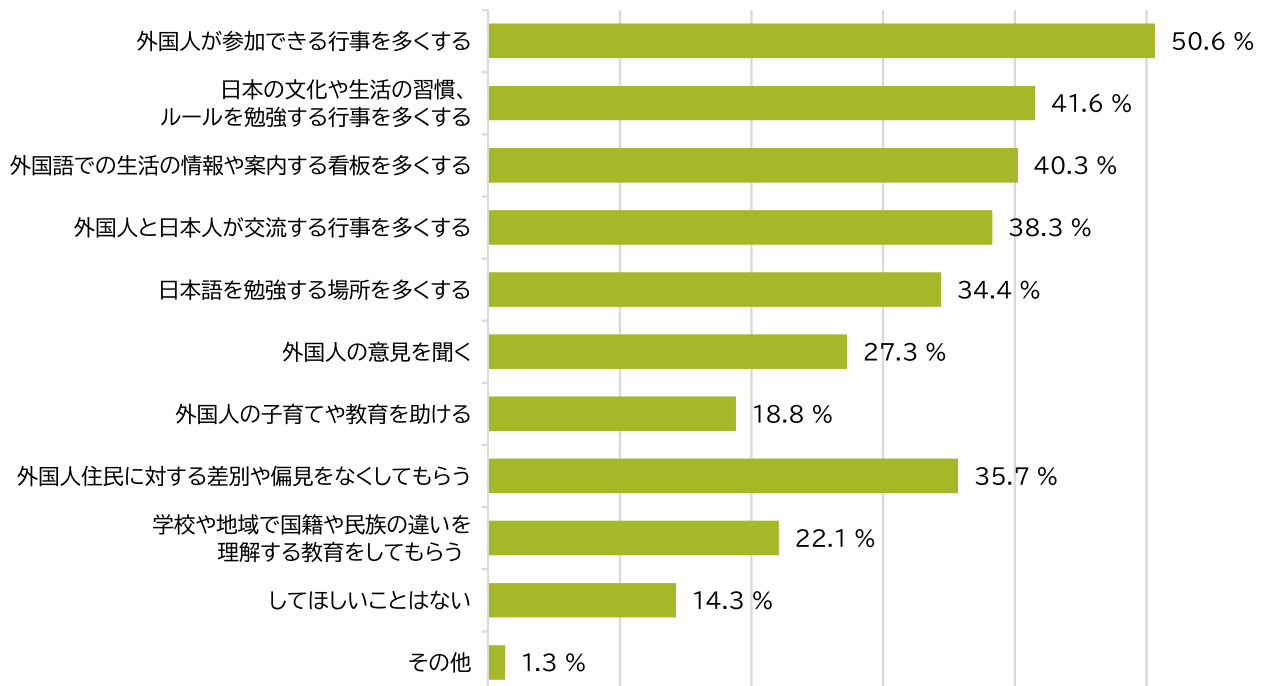
③ あなたはいま、日本語を勉強していますか？

- 「勉強している」の割合が70.3%、「勉強していない」の割合が29.7%となっています。
- 「勉強している」と回答した人のうち34.4%が、宇部市にしてほしいこととして「日本語を勉強する場所を多くする」を選択しています。



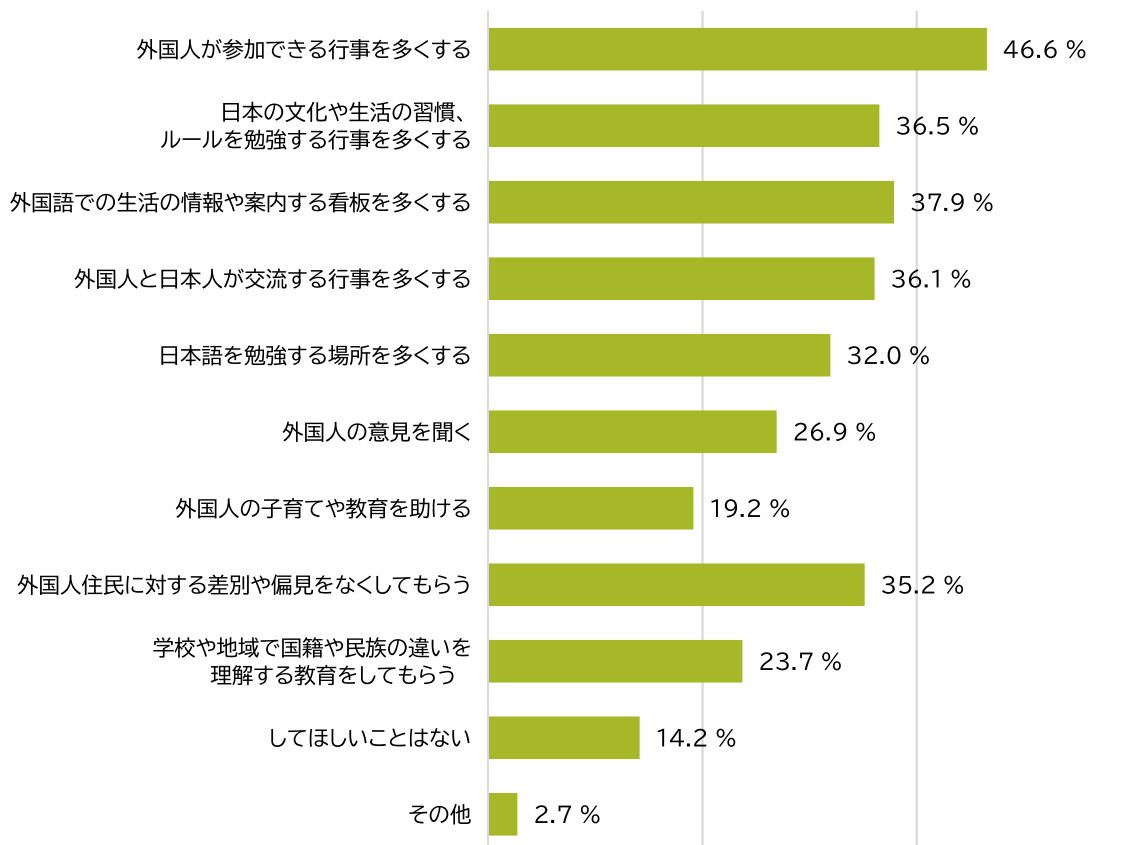
④ (③で「勉強している」と答えた人のみ) あなたは宇部市にどんなことをしてほしいですか？

- 日本語を勉強していると回答した人のうち34.4%が「日本語を勉強する場所を多くすること」を選択しており、日本語を学べる場所が増えることを望んでいます。



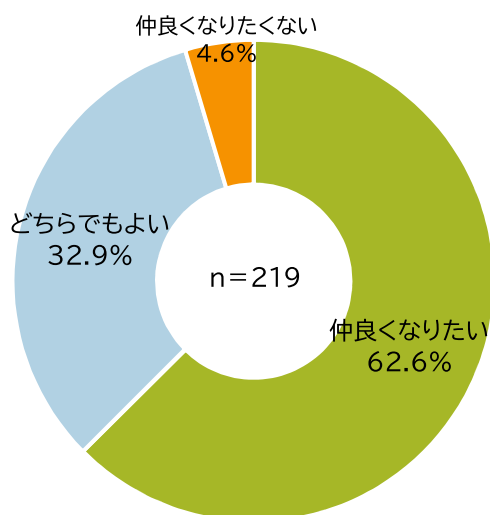
⑤ あなたは宇部市にどんなことをしてほしいですか？

- 「外国人が参加できる行事を多くする」(46.9%)、「外国語での生活の情報や案内する看板を多くする」(37.9%)、「日本の文化や生活の習慣、ルールを勉強する行事を多くする」(36.5%)、「外国人と日本人が交流する行事を多くする」(36.1%)、「外国人住民に対する差別や偏見をなくしてもらおう」(35.2%)、「学校や地域で国籍や民族の違いを理解する教育をしてもらおう」(23.7%)という回答が上位となっています。



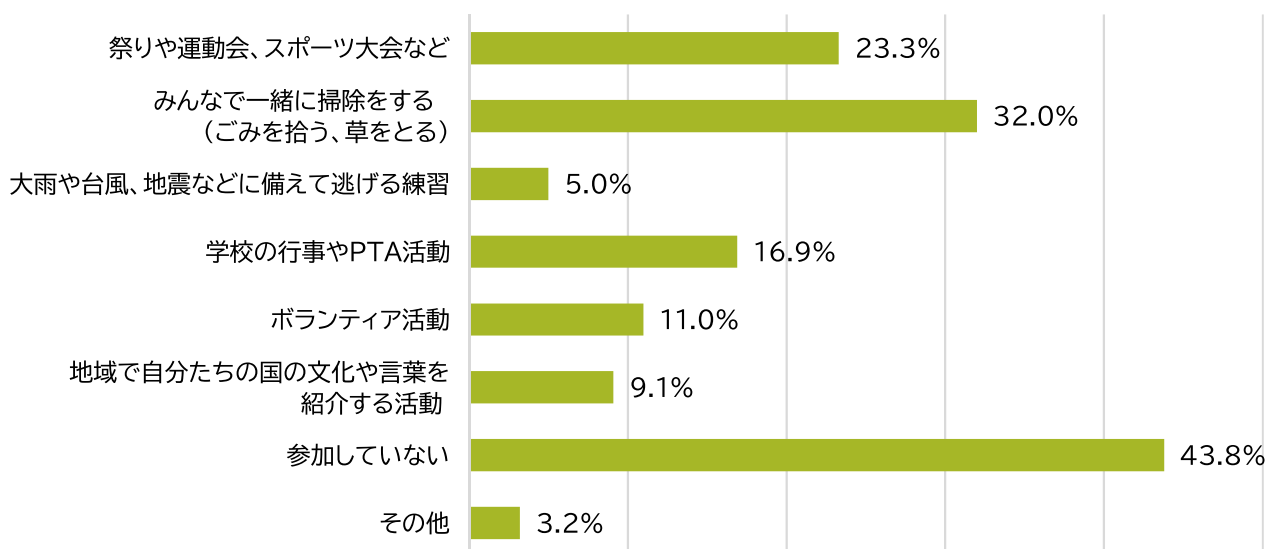
⑥ あなたは近くに住んでいる日本人ともっと仲良くなりたいですか？

- 「仲良くなりたい」の割合が62.6%と最も高く、次いで「どちらでもよい」(32.9%)、「仲良くなりたくない」(4.6%)となっています。



⑦ あなたは住んでいる地域のどんな活動に参加していますか？(複数回答)

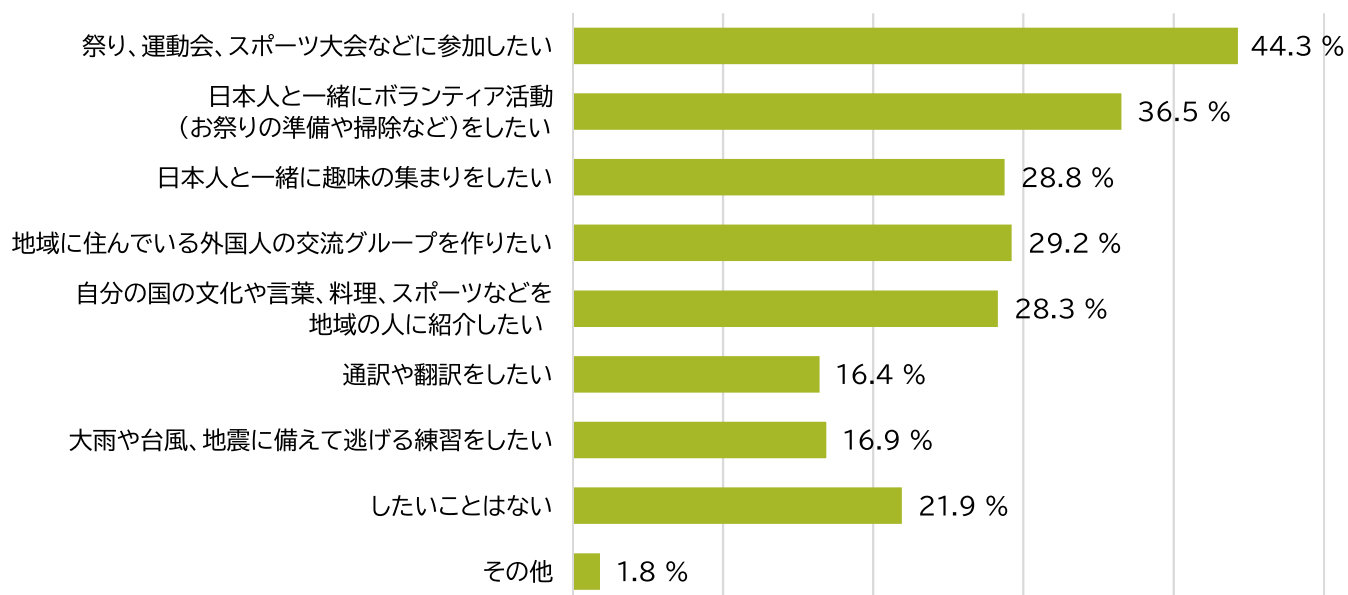
- 「参加していない」と回答した割合が最も多く、43.8%となっています。次いで、「みんなで一緒に掃除をする」(32.0%)、「祭りや運動会、スポーツ大会など」(23.3%)となっています。



日本人との交流

⑧ あなたは地域でどんなことをしたいですか？(複数回答)

- 「祭り、運動会、スポーツ大会などに参加したい」との回答が44.3%と最も高く、次いで「日本人と一緒にボランティア活動(お祭りの準備や掃除など)をしたい」(36.5%)、「地域に住んでいる外国人の交流グループを作りたい」(29.2%)となっています。

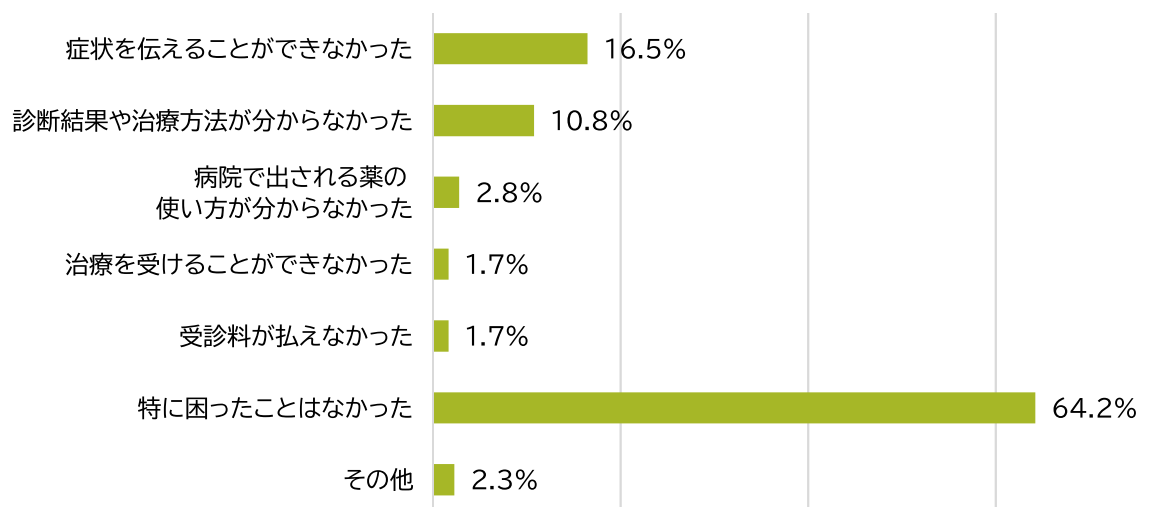


医療機関の受診

⑨ (「宇部市にある病院に行ったことがある」と答えた人のみ)

病院に行ったときに困ったことがありましたか？(複数回答)

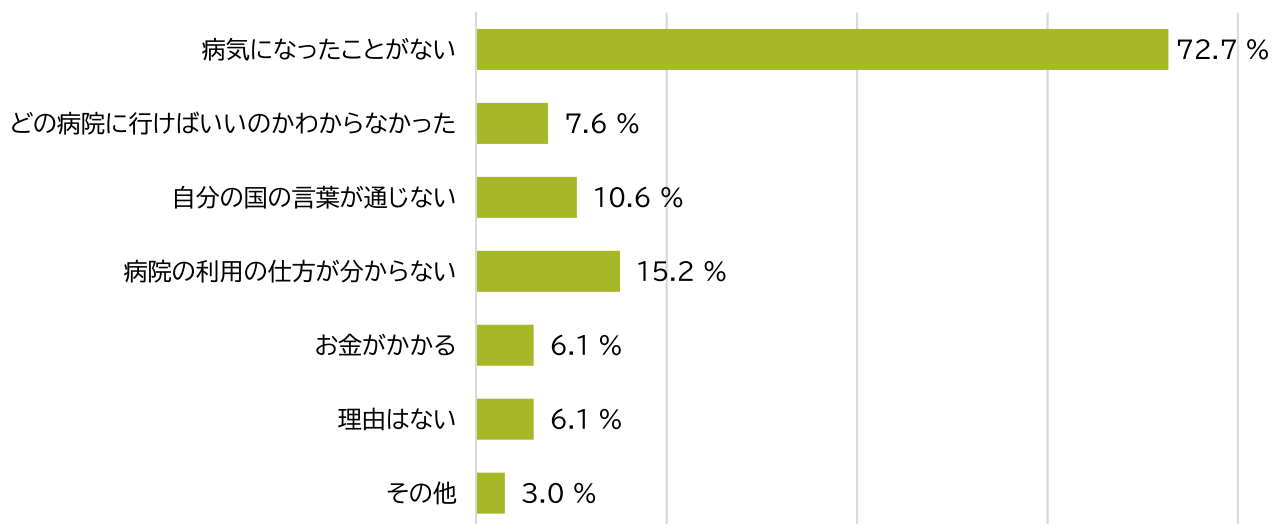
- 「特に困ったことはなかった」の割合が64.2%と最も高く、次いで「症状を伝えることができなかった」(16.5%)、「診断結果や治療方法が分からなかった」(10.8%)となっています。



⑩ (「宇部市にある病院に行ったことがない」と答えた人のみ)

病院に行ったことがない理由は何ですか？(複数回答)

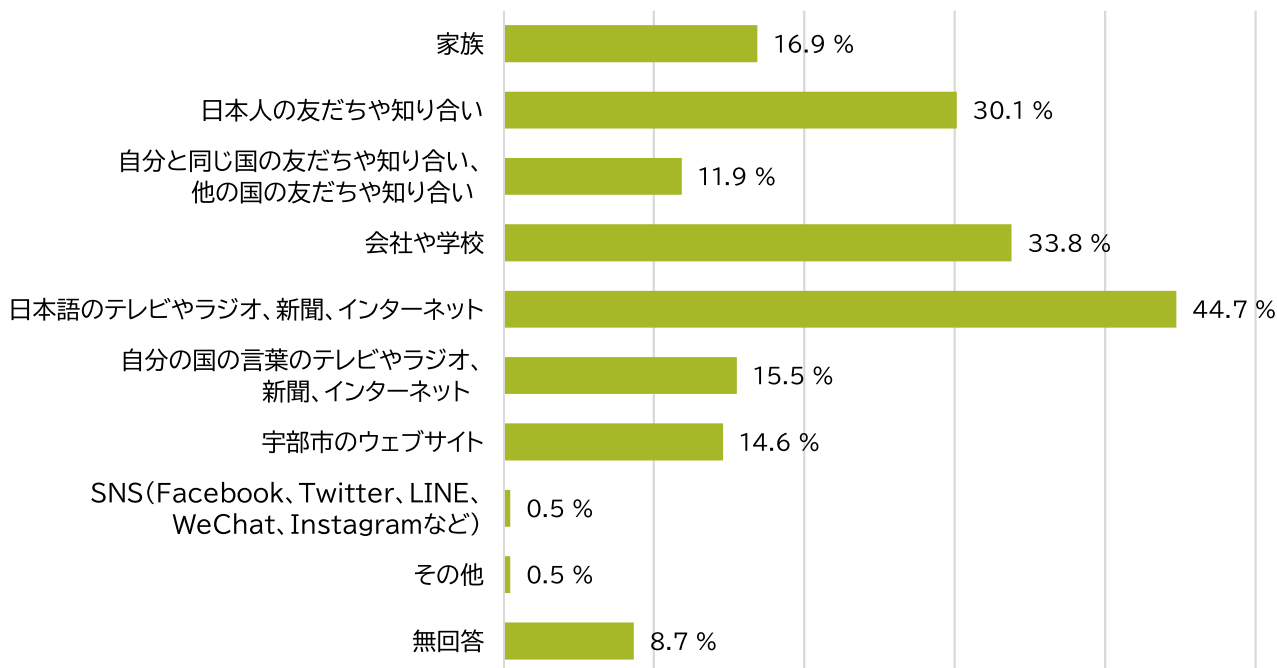
- 「病気になったことがない」の割合が72.7%と最も高く、次いで「病院の利用の仕方が分からない」(15.2%)、「自分の国の言葉が通じない」(10.6%)となっています。



災害の情報

⑪ あなたは、災害の情報を誰から、または何で知りますか？(複数回答)

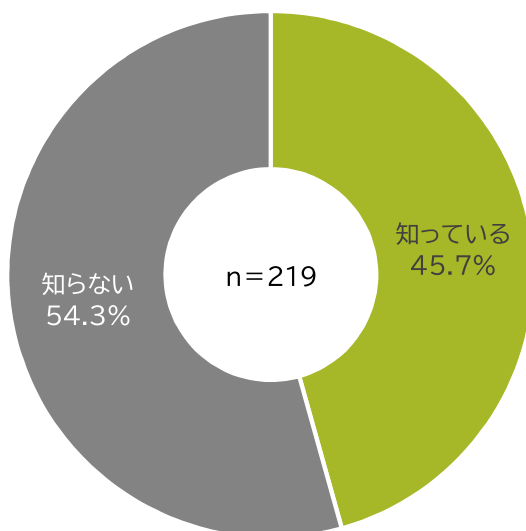
- 「日本語のテレビやラジオ、新聞、インターネット」の割合が44.7%と最も高く、次いで「会社や学校」(33.8%)、「日本人の友だちや知り合い」(30.1%)となっています。



災害の情報

⑫ あなたは、地震や津波、台風などの災害が起きたときに逃げるところを知っていますか？

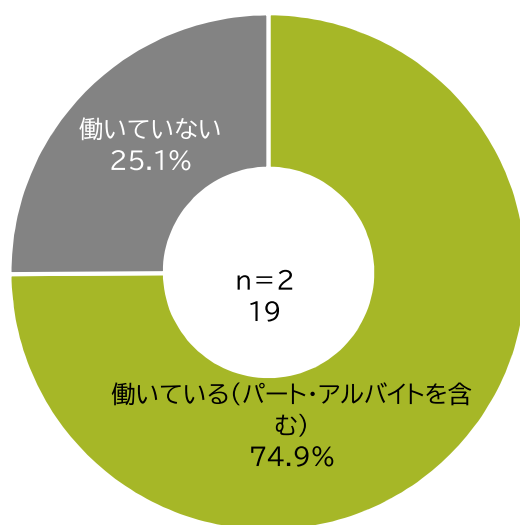
- 「知っている」の割合が45.7%、「知らない」の割合が54.3%となっています。



仕事

⑬ あなたは働いていますか？

- 「働いている」の割合が74.9%、「働いていない」の割合が25.1%となっています。

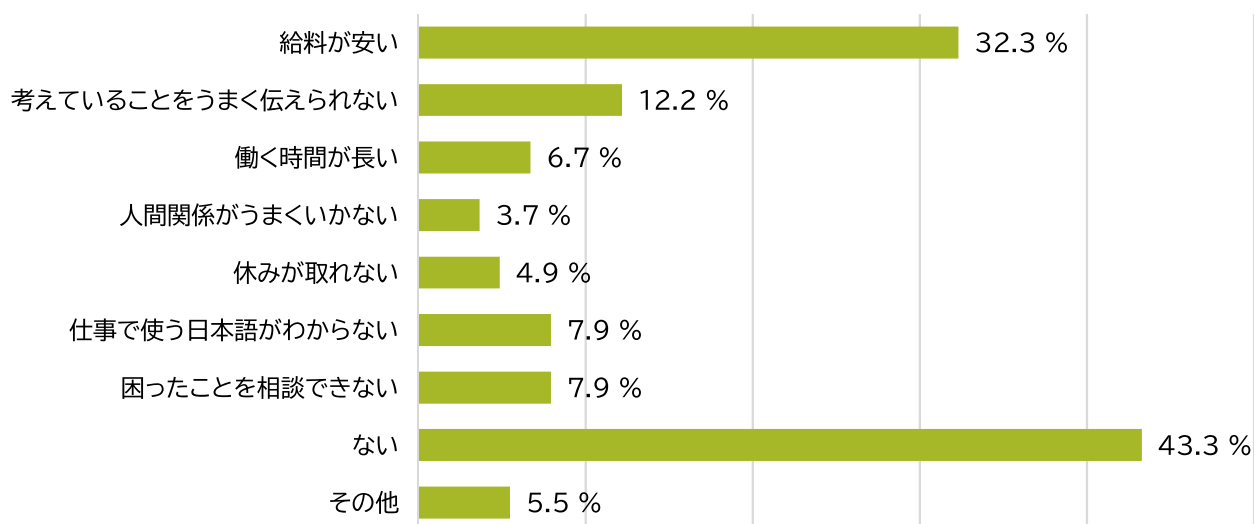


仕事

⑭ (⑬で「働いている」と答えた人のみ)

仕事への不安や不満がありますか？(複数回答)

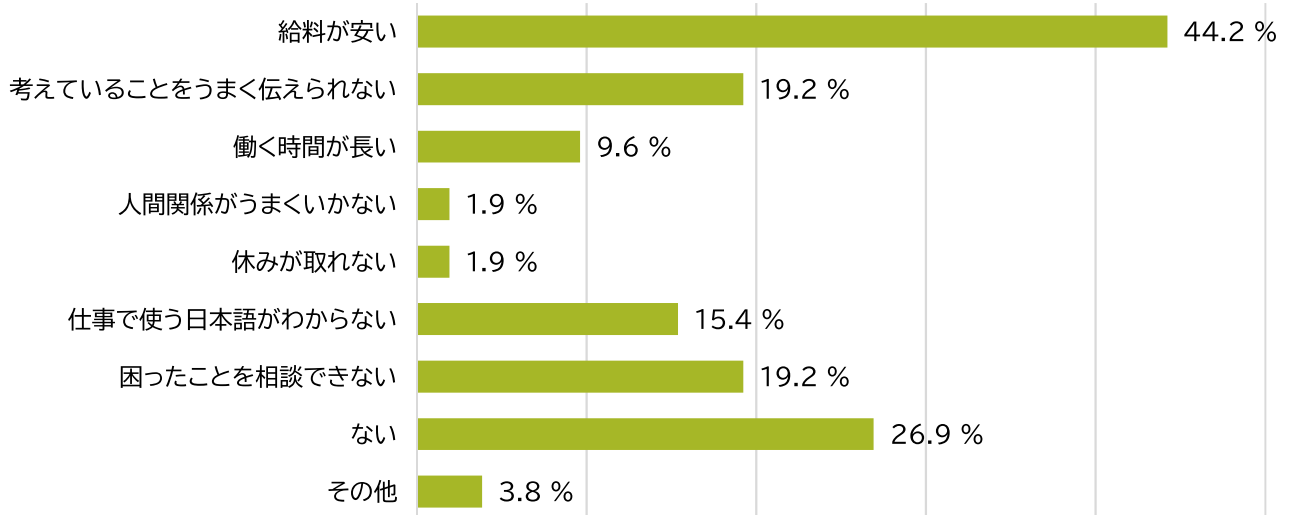
- 「働いている」と回答した人のうち、仕事への不安や不満について「ない」(43.3%)の割合が最も高く、次いで「給料が安い」(32.3%)、「考えていることをうまく伝えられない」(12.2%)となっています。



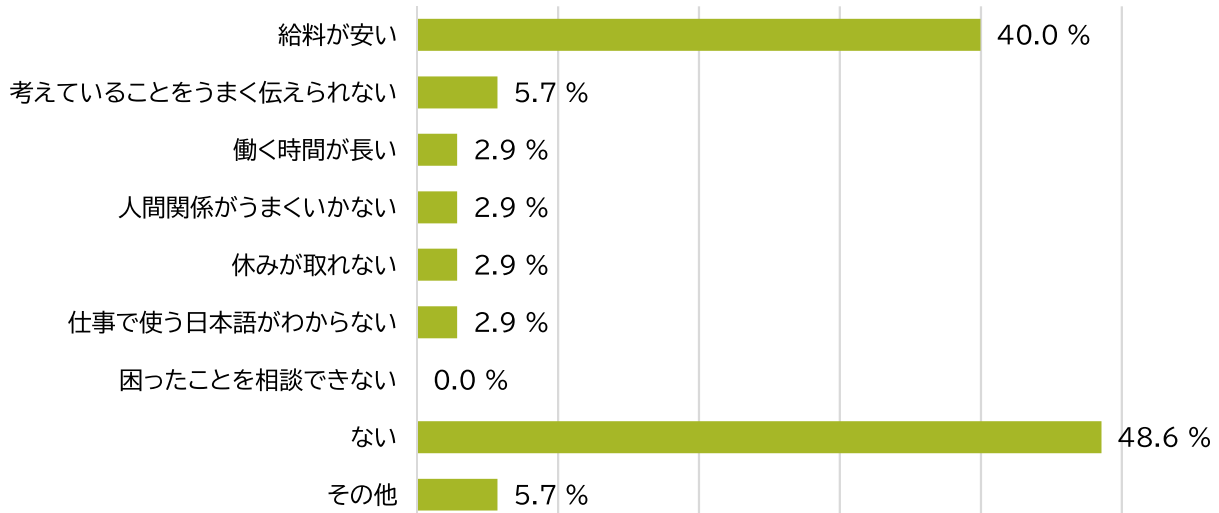
【在留資格による仕事への不安や不満の特徴】

- 回答者全体の割合と比較すると、技能実習生と特定技能外国人は、特に「給料が安い」の割合が高いことが分かります。

在留資格:技能実習

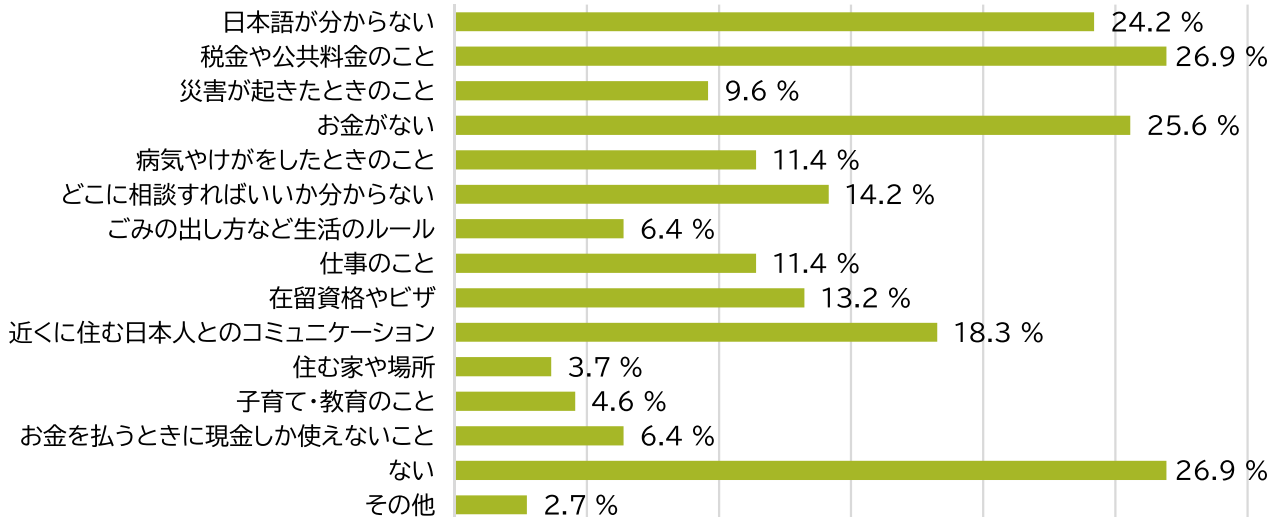


在留資格:特定技能



⑮ あなたは、生活で困ったことや不安なことはありますか？(複数回答)

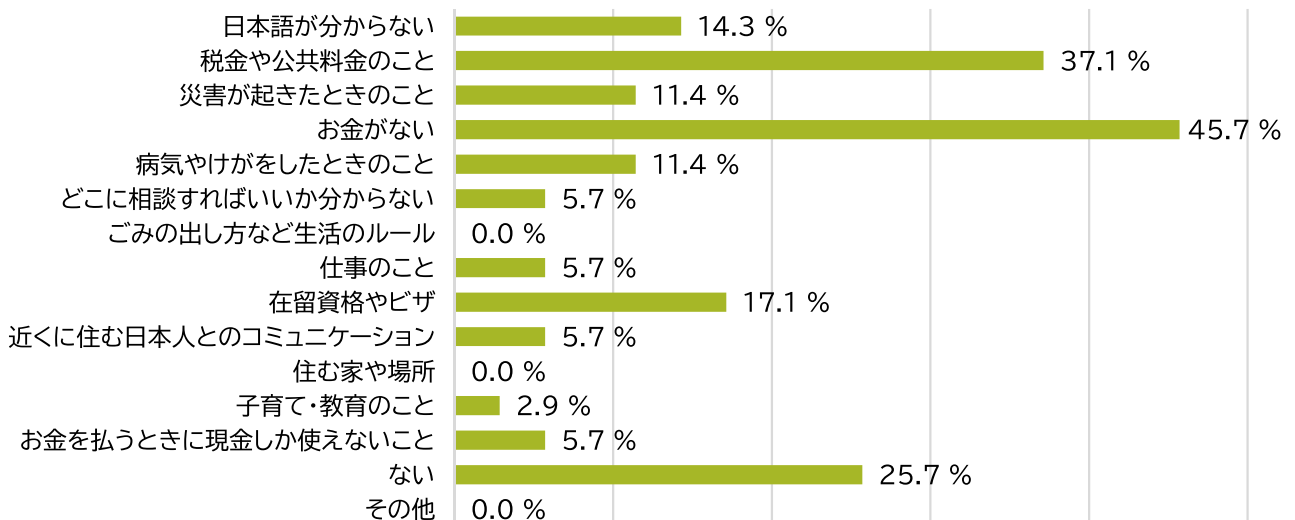
- 「ない」と「税金や公共料金のこと」の割合が26.9%と最も高く、次いで「お金がない」(25.6%)、「日本語が分からない」(24.2%)となっています。



【在留資格による特徴】

- 在留資格別でみたとき、回答者全体の割合と比較して、特定技能外国人は「お金がない」の割合が45.7%と特に高くなっています。

在留資格:特定技能

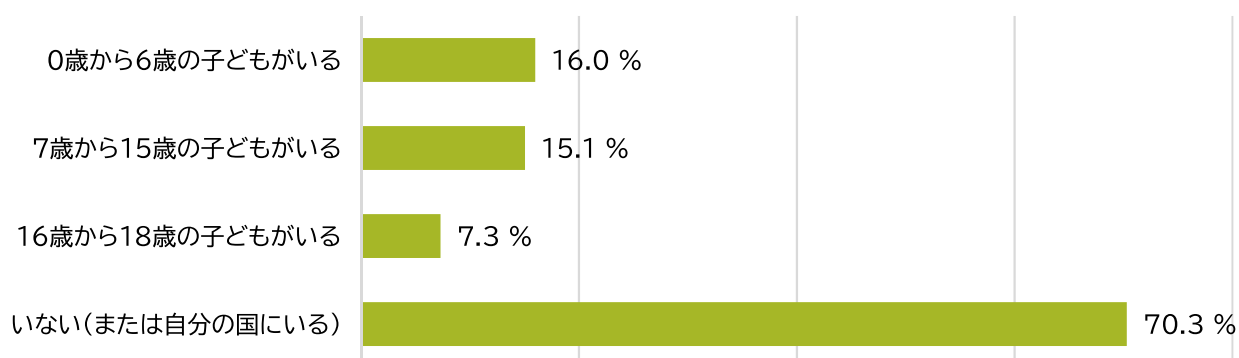


⑩ あなたは18歳以下の子どもがいますか？(複数回答)

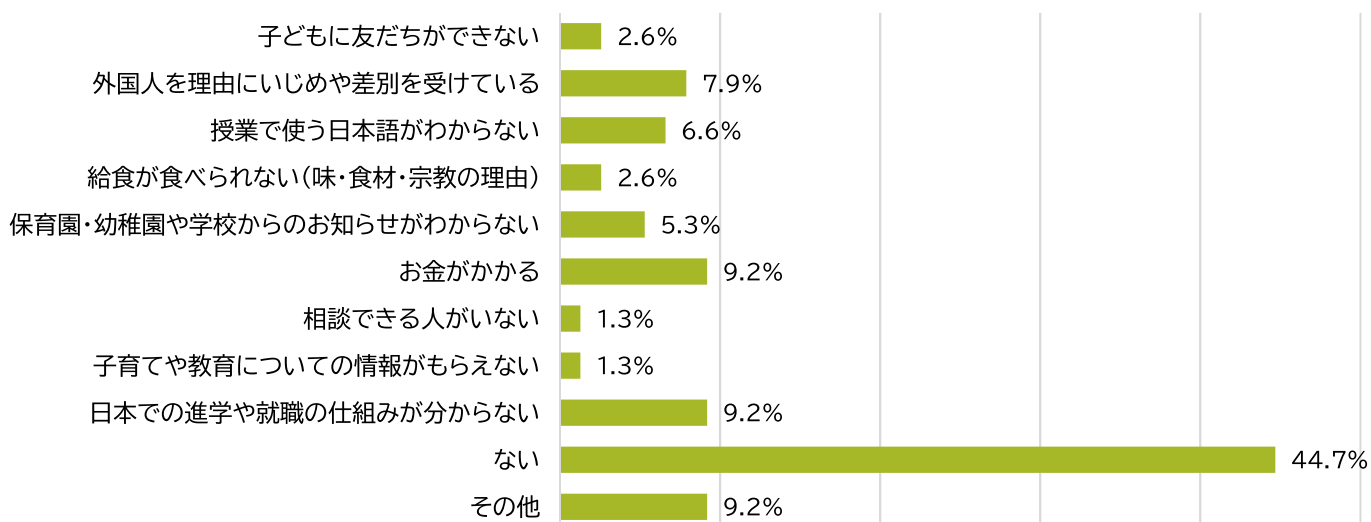
(「いる」と答えた人のみ)

子育てや教育・学校で困っていること、不安なことはありますか？(複数回答)

- 「いない(または自分の国にいる)」の割合が70.3%と最も高く、次いで「0歳から6歳の子どもがいる」(16.0%)、「7歳から15歳の子どもがいる」(15.1%)、「16歳から18歳の子どもがいる」(7.3%)となっています。



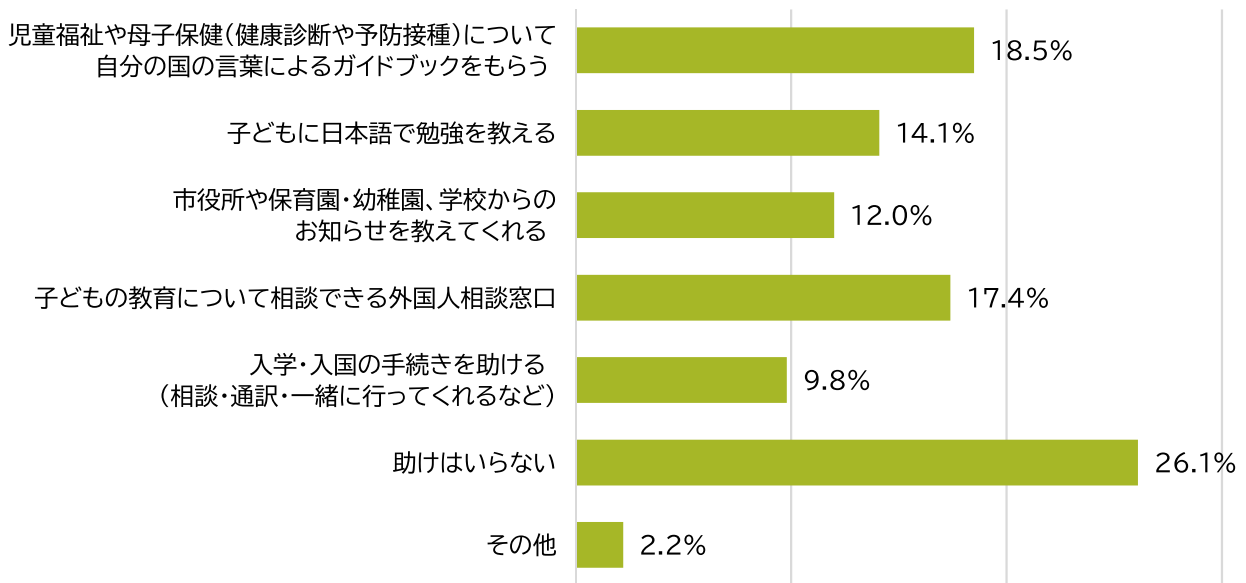
- 子どもがいると回答した人に子育てや教育・学校で困っていることや不安なことについて質問したところ、「ない」の割合が44.7%と最も高く、次いで「お金がかかる」と「日本での進学や就職の仕組みが分からない」が9.2%となっています。「外国人を理由にいじめや差別を受けている」が7.9%となっています。



⑰(⑱で「いる」と答えた人のみ)

子育てや教育について、どんな助けが欲しいですか？(複数回答)

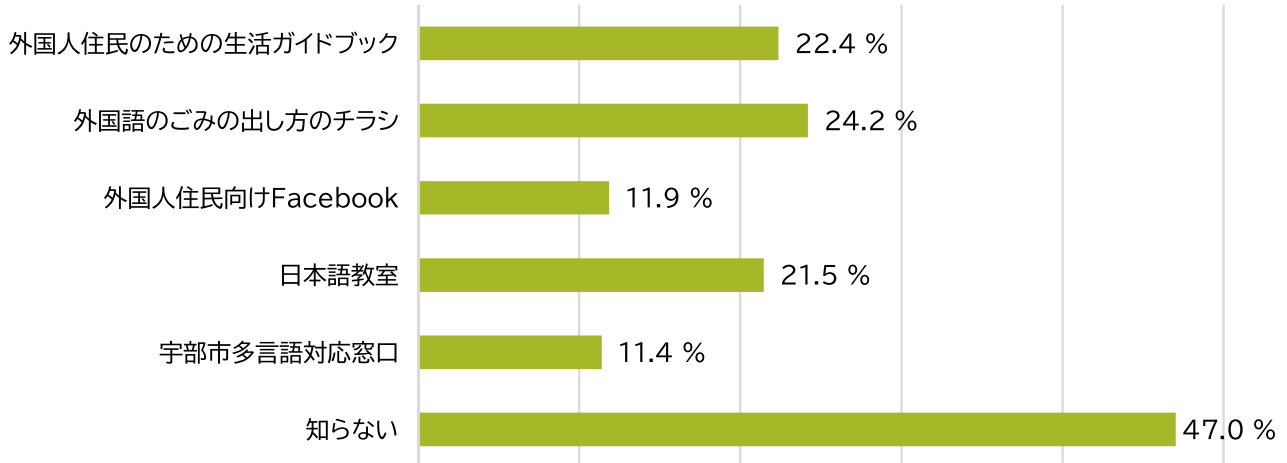
- 「助けはらない」の割合が26.1%と最も多く、次いで「児童福祉や母子保健について自分の国の言葉によるガイドブックをもらう」(18.5%)、「子どもの教育について相談できる外国人相談窓口」(17.4%)、「子どもに日本語で勉強を教える」(14.1%)となっています。



情報

⑱ 宇部市が行っている外国人住民のための取組のうち、あなたはどれを知っていますか？(複数回答)

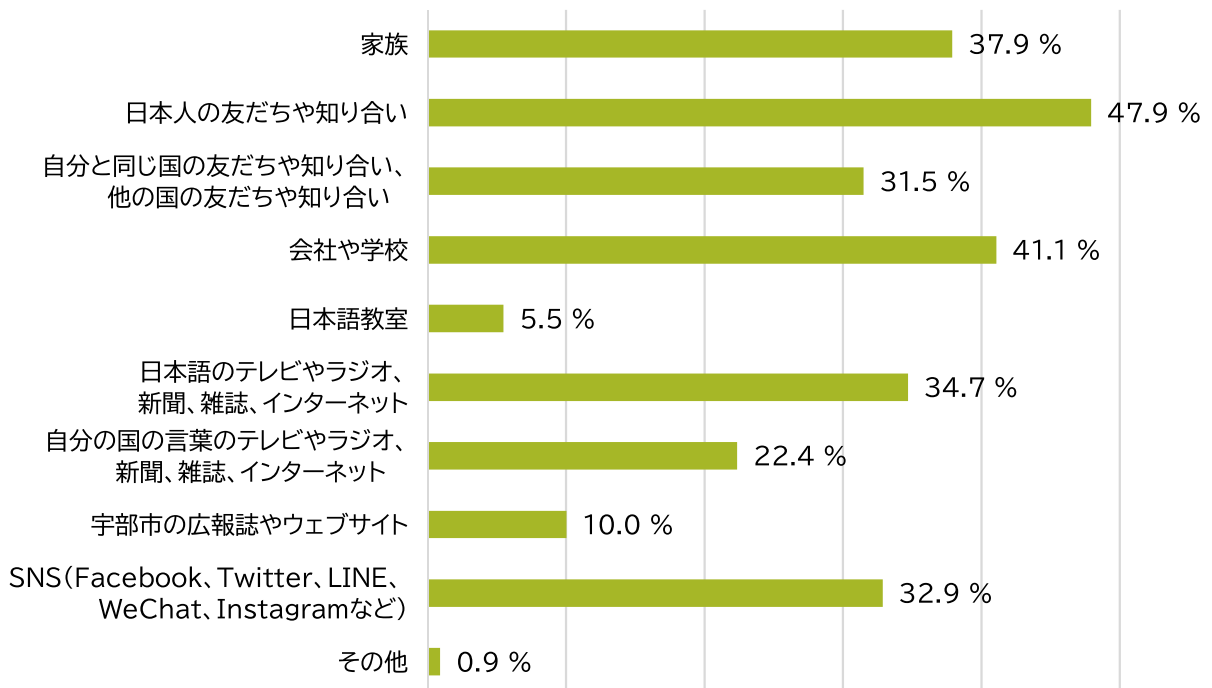
- 「知らない」の割合が47.0%と最も多く、回答者全体の半数近くを占めています。



情報

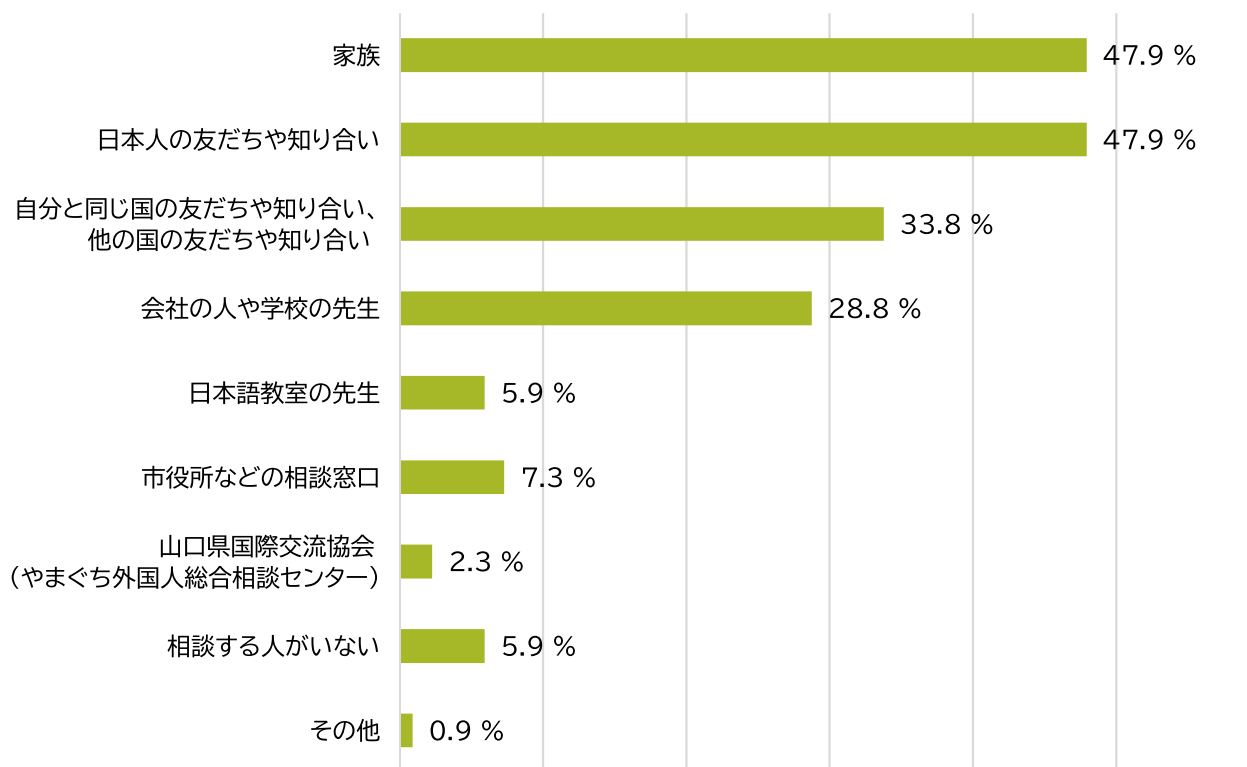
⑲ あなたは生活のために必要な情報を誰から、またはどのように知りますか？(複数回答)

- 「日本人の友だちや知り合い」の割合が47.9%と最も多く、次いで「会社や学校」(41.1%)、「家族」(37.9%)となっています。
- 「宇部市の広報誌やウェブサイト」の割合は10.0%に留まっています。



⑳ あなたは生活で困ったとき、誰に、またはどこに相談しますか？(複数回答)

- 「家族」と「日本人の友だちや知り合い」の割合が47.9%と最も多く、次いで「自分と同じ国の友だちや知り合い、他の国の友だちや知り合い」(33.8%)、「会社の人や学校の先生」(28.8%)となっています。
- 「市役所などの相談窓口」の割合は 7.3%に留まっています。



(2)日本人住民アンケート

調査概要

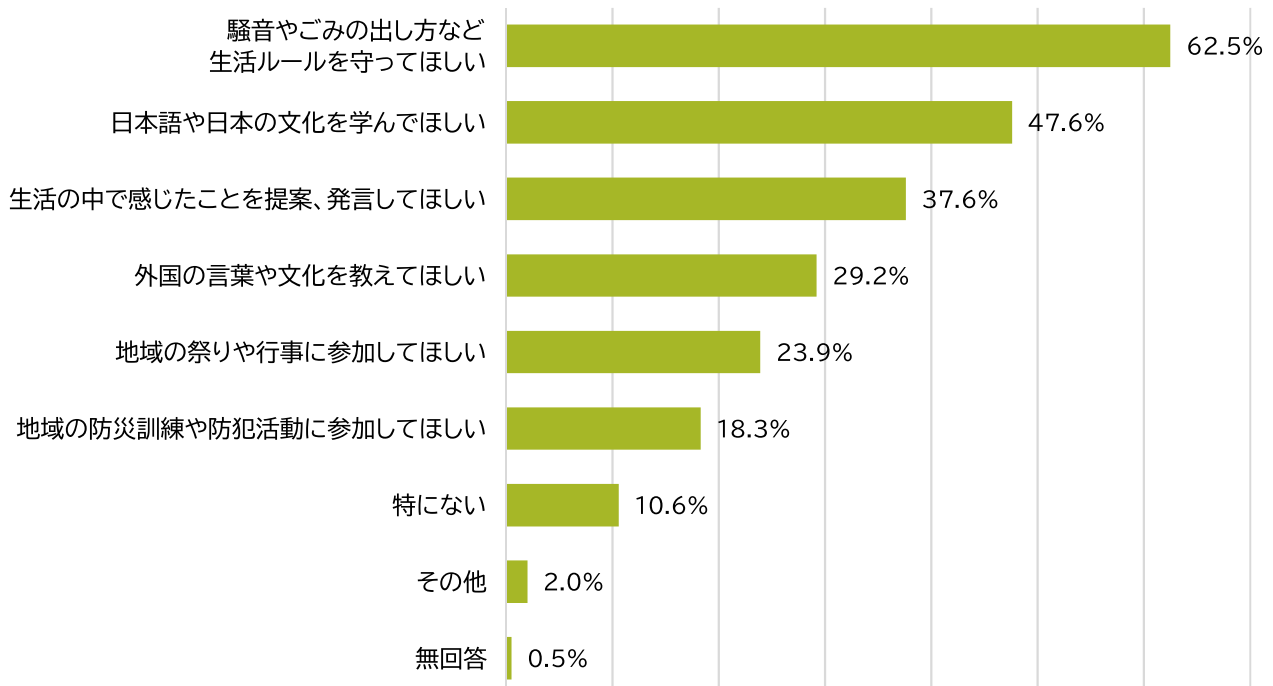
- 調査名 日本人住民アンケート
- 対象者 宇部市内に在住する18歳～79歳の日本国籍市民(無作為抽出)
- 調査方法 調査依頼及び調査票を郵送、インターネット又は郵送で回答
- 調査期間 2023年4月11日～5月8日
- 回収結果 発送数:2,000件
有効回答件数: 654件(回答率 32.7%)

主な回答結果

外国人住民への期待

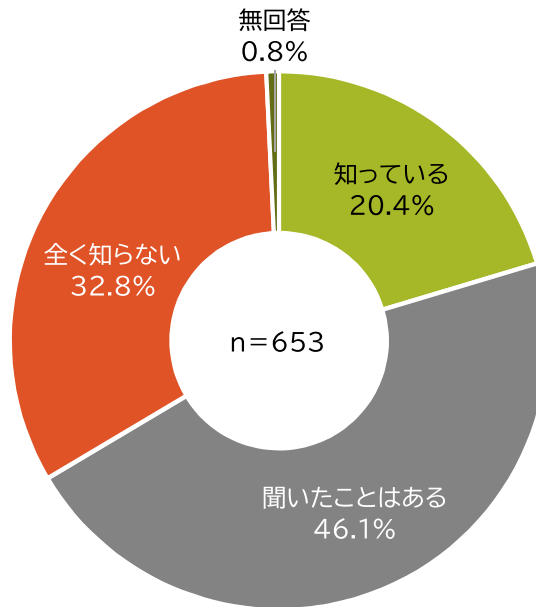
① 日本人と外国人がともに安心して暮らせる社会にするため、あなたは地域に住む外国人にどのようなことを期待しますか？(複数回答)

- 「騒音やごみの出し方など生活ルールを守ってほしい」の割合が62.5%と最も多く、次いで「日本語や日本の文化を学んでほしい」(47.6%)、「生活の中で感じたことを提案、発言してほしい」(37.6%)となっています。
- 18.3%が「地域の防災訓練や防犯活動に参加してほしい」と回答しています。



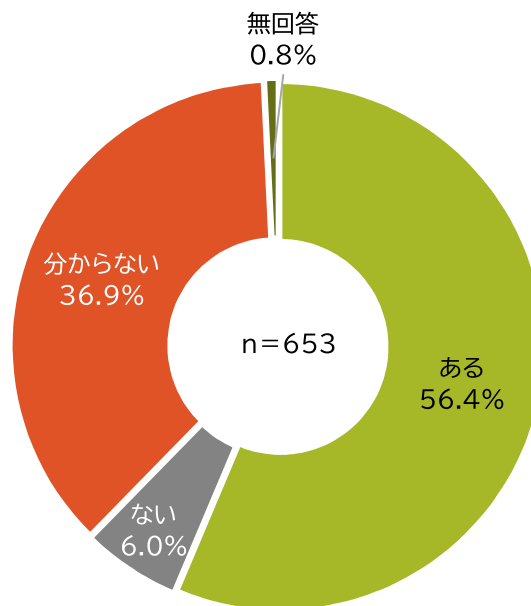
② あなたは、多文化共生という言葉を知っていますか？

- 「聞いたことはある」の割合が46.1%と最も多く、次いで「全く知らない」(32.8%)、「知っている」(20.4%)となっています。



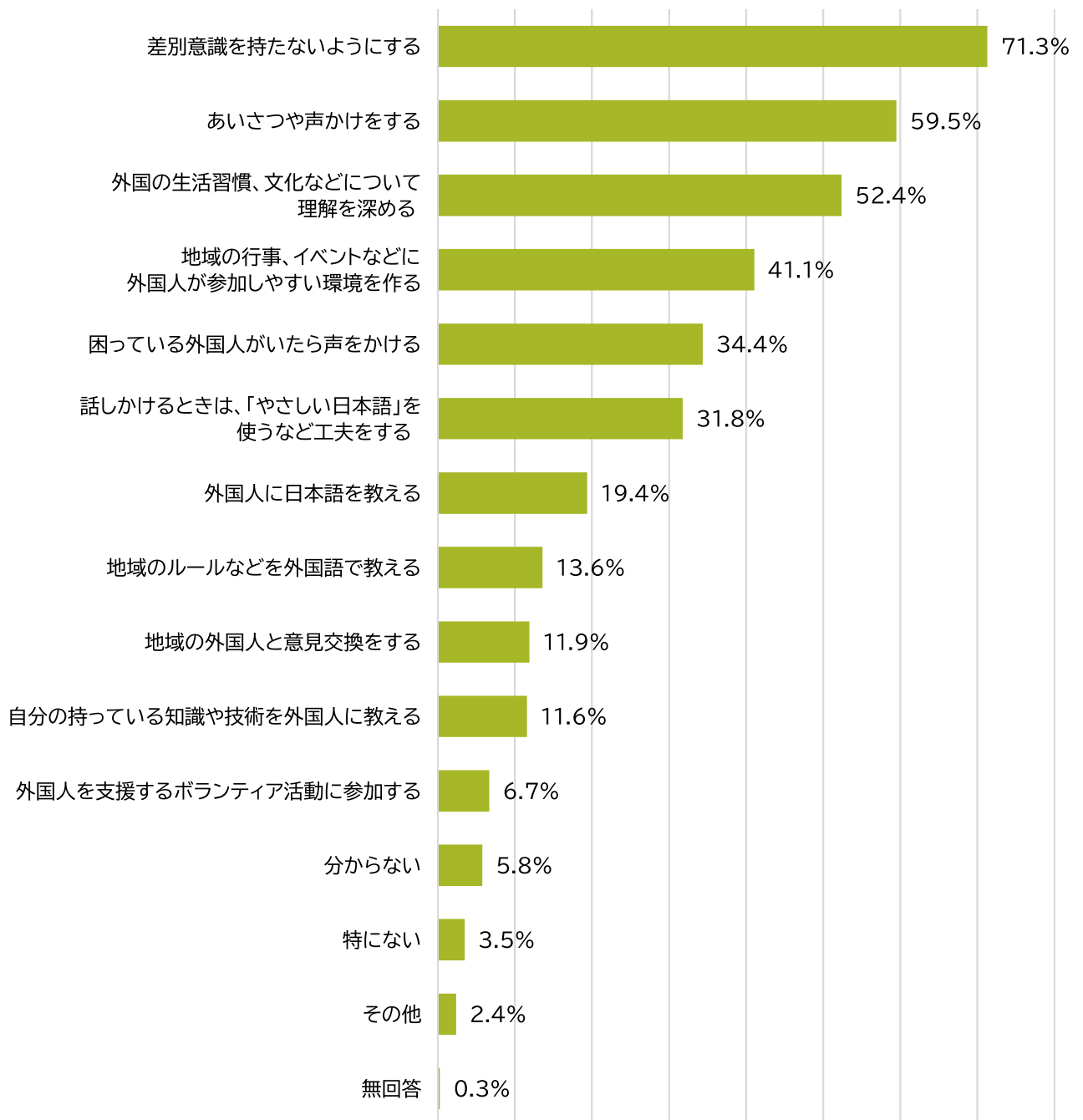
③ あなたは、外国人住民と共生する必要があると思いますか？

- 「ある」の割合が56.4%と最も多く、次いで「分からない」(36.9%)、「ない」(6.0%)となっています。



④ 日本人と外国人がともに安心して暮らせる社会にするため、あなたは日本人にどのようなことが必要だと思いますか？(複数回答)

- 「差別意識を持たないようにする」の割合が71.3%と最も多く、次いで「あいさつや声かけをする」(59.5%)、「外国の生活習慣、文化などについて理解を深める」(52.4%)、「地域の行事、イベントなどに外国人が参加しやすい環境を作る」(41.1%)となっています。
- 31.8%が「話しかける時は、『やさしい日本語』を使うなど工夫する」と回答しています。

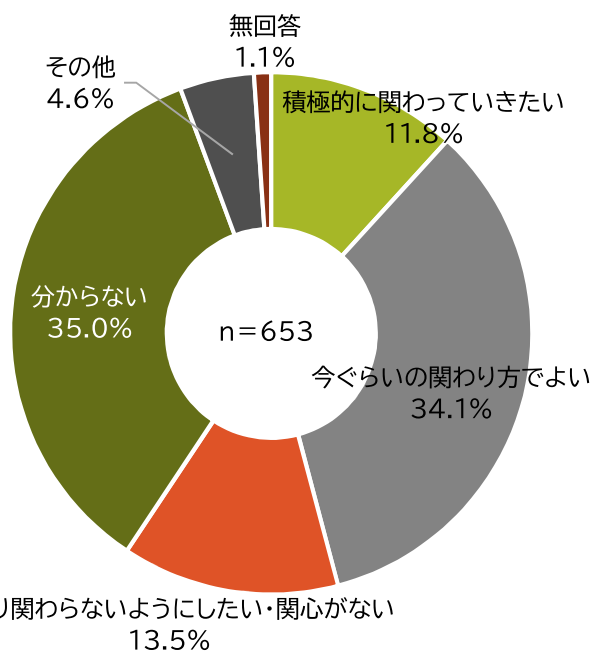


⑤ あなたは、外国人住民とこれからどのように関わっていきたいですか？

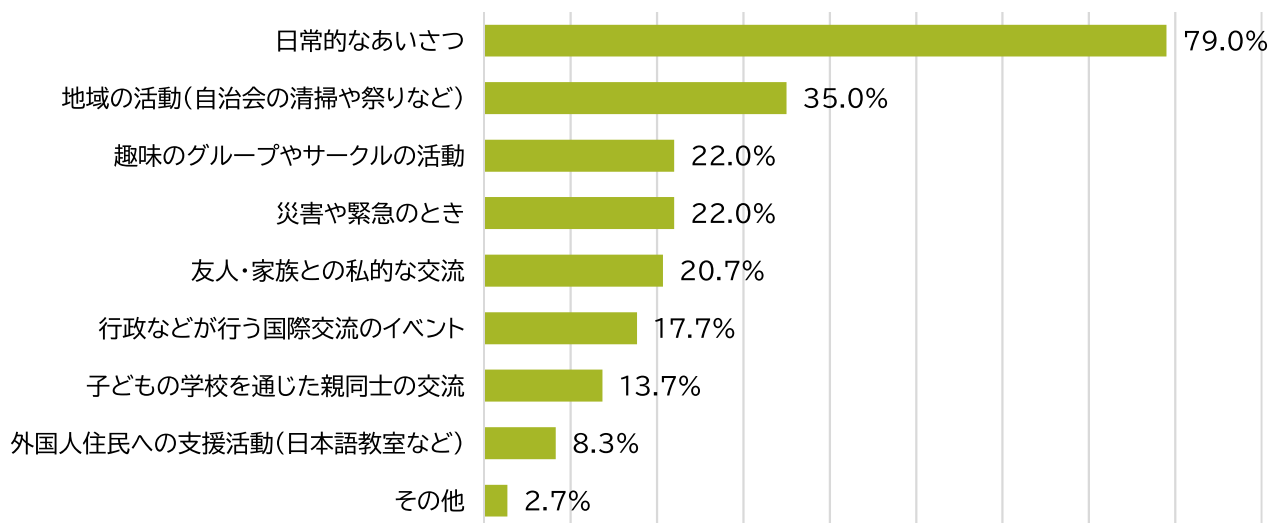
(「関わりたい」と答えた人のみ)

どのような機会を通して外国人住民と関わりたいですか？(複数回答)

- 「積極的に関わっていきたい」(11.8%)と「今ぐらいの関わり方でよい」(34.1%)を合わせると、45.9%の人が、今後も外国人住民と関わっていきたいと考えています。

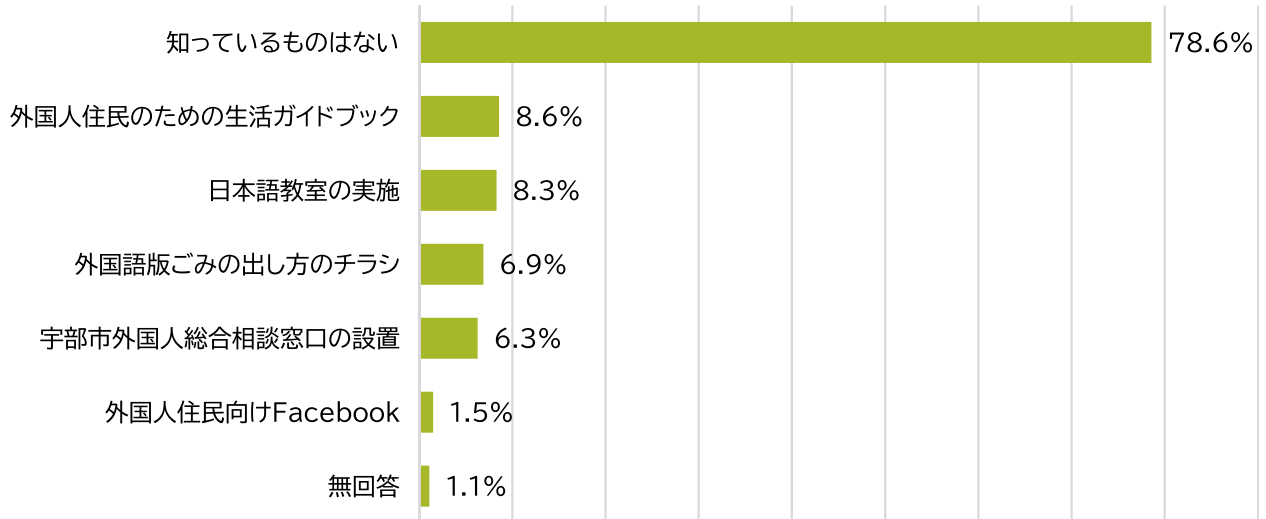


- 関わる機会としては、「日常的なあいさつ」が79.0%と最も多く、次いで「地域の活動(自治会の清掃や祭りなど)」(35.0%)、「趣味のグループやサークルの活動」「災害や緊急のとき」(22.0%)となっています。



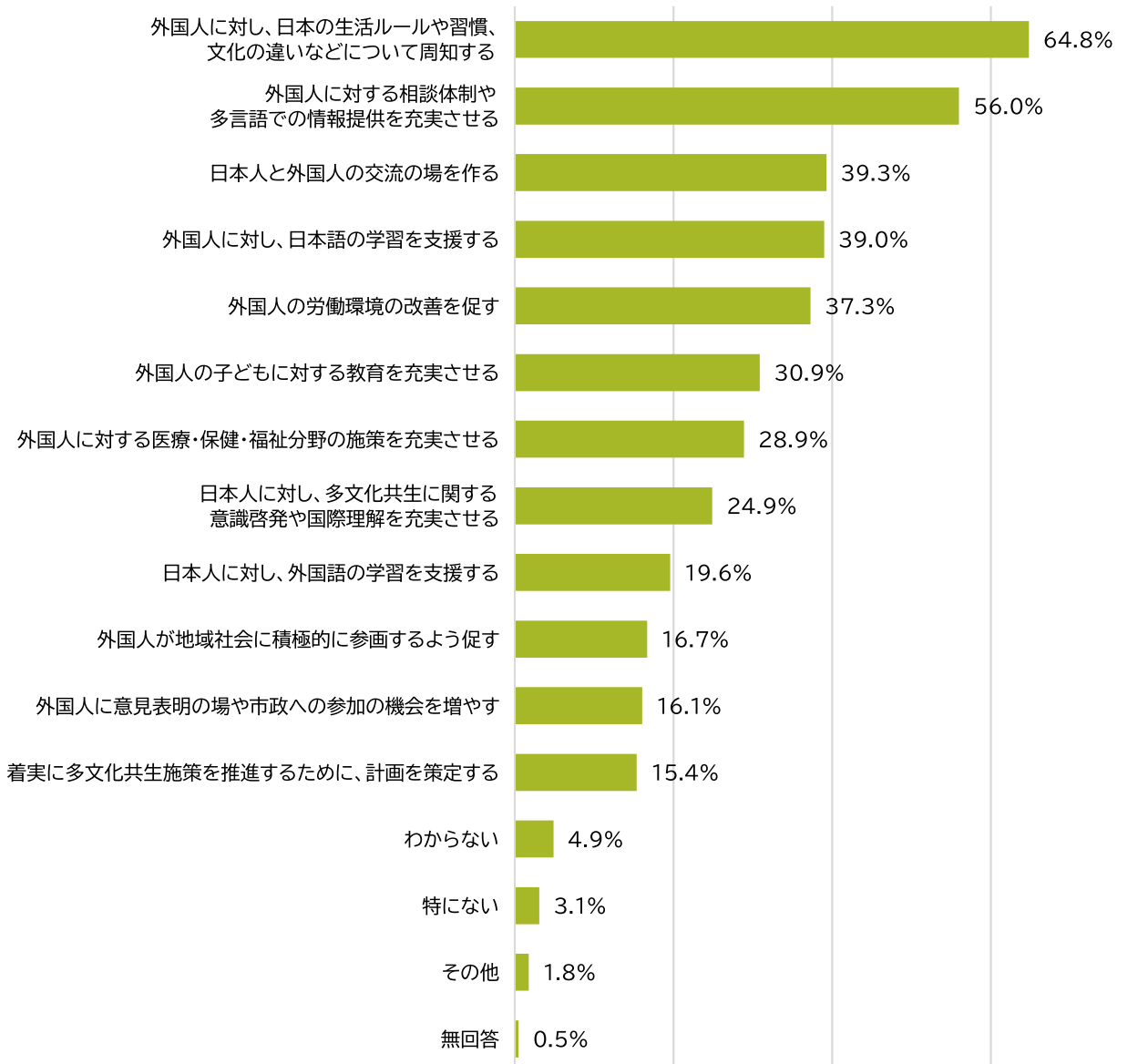
⑥ 宇部市が行っている外国人住民のための取組のうち、あなたが知っているものを全て選んでください。(複数回答)

■ 「知っているものはない」が78.6%と最も多く、市の取組の認知度は総じて低い水準にあります。



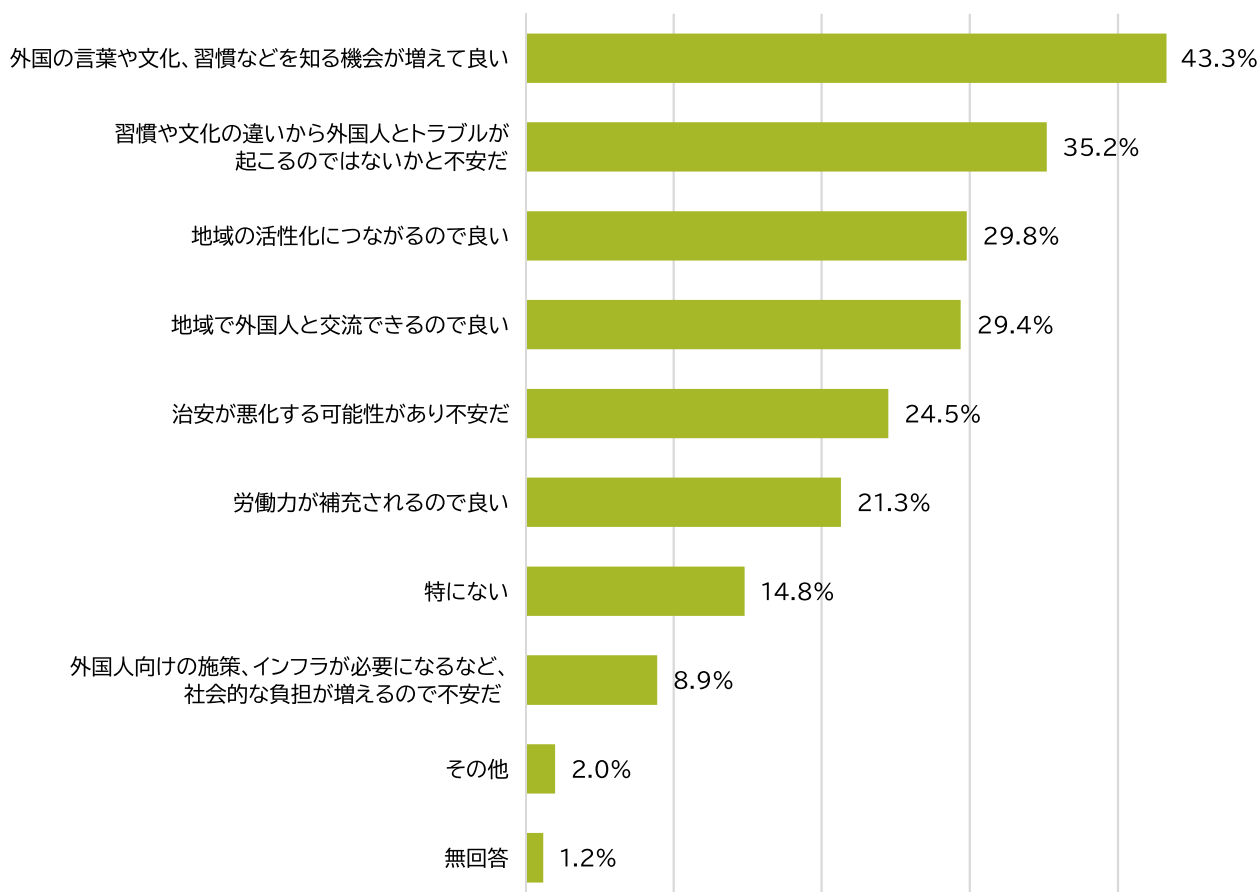
⑦ 日本人と外国人がともに安心して暮らせる社会にするため、行政はどのような取組に力をいれるべきだと思いますか？(複数回答)

- 「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」の割合が64.8%と最も多く、次いで「外国人に対する相談体制や多言語での情報提供を充実させる」(56.0%)、「日本人と外国人の交流の場を作る」(39.3%)、「外国人に対し、日本語の学習を支援する」(39.0%)となっています。
- 雇用分野、生活環境分野、子育て・教育分野では、「外国人の労働環境の改善を促す」(37.3%)、「外国人の子どもに対する教育を充実させる」(30.9%)、「外国人に対する医療・保健・福祉分野の施策を充実させる」(28.9%)が上位の回答となっています。



⑧ あなたは、地域に外国人住民が増えていくことをどう思いますか？(複数回答)

- 「外国の言葉や文化、習慣などを知る機会が増えて良い」の割合が43.3%と最も多く、次いで「習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるのではないかと不安だ」(35.2%)、「地域の活性化につながるので良い」(29.8%)となっています。
- 21.3%の人が「労働力が補充されるので良い」と回答しています。
- 肯定的な回答では、上位から「外国の言葉や文化、習慣などを知る機会が増えて良い」(43.3%)、「地域の活性化につながるので良い」(29.8%)、「地域で外国人と交流できるので良い」(29.4%)となっています。
- 否定的な回答では、上位から「習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるのではないかと不安だ」(35.2%)、「治安が悪化する可能性があり不安だ」(24.5%)、「外国人向けの施策、インフラが必要になるなど、社会的な負担が増えるので不安だ」(8.9%)となっています。



(3)ヒアリング調査

調査概要

- 調査名 ヒアリング調査
- 対象
 - ・ 外国籍の労働者を雇用する事業所
 - ・ 教育機関
 - ・ 技能実習生・留学生
 - ・ 関係団体
 - ・ 技能実習生監理組合
 - ・ 外国人住民が多い自治会
 - ・ 外国人対応の多い庁内各課
- 調査方法 対面によるインタビュー調査
- 調査期間 2023年7月～8月

日本語学習の機会

日本語指導教員が不足している

会社の日本語教室に参加している

技能実習生の9割は日本語を勉強しない

地域交流

地域と交流できる場や、外国人も参加できるイベントがあるとよい

外国人と地域の接点が少ないので、まずは関わりを持つことから始めたい

外国人住民が地区の草刈りなども手伝ってくれるため助かっている

医療・保健・福祉・生活衛生

外国人とのトラブルで多いのはごみの出し方についてだが、都度注意して解決している

病院には組合が連れて行ってくれる、または組合の人が電話越しに通訳してくれる

妊娠7か月面談では、日本語のわかる人（配偶者、家族、知人等）と一緒に来てもらっている

住居・公共交通

過去に民間賃貸住宅の入居を断られるケースがあったため、事業者が住居を用意している

公共交通機関が不便特にバスの乗換えが分かりづらい

移動手段は基本的には自転車

給料への不満

実習生からの相談は、待遇面や生活のことが多い

給料が上げられない場合は、会社側に家賃補助の増額や水道光熱費、通信費の負担を求めている

外国人労働者は給料の良いところを渡り歩いている

労働力・地域活性化への期待

卒業後に市内での就職を検討する留学生がいるが、市内企業の情報や選択肢が少ない

留学生をサポートするのではなく、留学生を利用・活用していくような取組があるとよい

企業が何をしているか知りたいので、企業説明会のようなものがあると良い

日本語への不安

特定技能外国人に帯同する家族のフォローが必要である

日本語指導教員のいない学校は日本人児童と同じサポートしかできない

自国にいる子どもを連れてきたいが、連れてくるとなると、言葉の問題がある

相談窓口の認知度

技能実習生で困ったときに、どこに相談するべきか分からない

外国人相談窓口があることを知らなかった

外国人総合相談窓口は聞いたことはあるが、使ったことはない

4 分野別の現状と課題

アンケート及びヒアリング調査等から得られた情報から、現状と課題を(1)コミュニケーション、(2)生活環境、(3)雇用、(4)子育て・教育、(5)情報の5つの分野にわけて示します。

(1)コミュニケーション

- 外国人住民の70.3%が日本語を勉強しており、そのうちの34.4%が日本語を勉強する場所を増やしてほしいと回答しています。
- 日本人住民の47.6%が、外国人住民に日本語を学んでほしいと回答しています。
- 本市が市民団体と連携して開催している「外国人のための日本語講座」に加え、事業所等での日本語教室の実施が求められています。

課題：日本語学習の機会の充実が必要である

- 外国人住民の36.5%が日本の文化や生活の習慣・ルールを勉強する行事を増やしてほしいと考えています。
- 外国人住民の35.2%が学校や地域での国籍や民族の違いを理解する教育など、外国人住民に対する差別や偏見をなくす取組を求めています。
- 日本人住民の56.4%が外国人住民との共生の必要を感じており、71.3%の日本人住民が、日本人が差別意識を持たないようにすることが必要だと考えているものの、「多文化共生」という言葉を知っている割合は20.4%で、「やさしい日本語」を使うなど工夫をする必要があると考えている割合は31.8%となっています。

課題：多文化共生への理解醸成が必要である

- 外国人住民の62.6%が日本人ともっと仲良くなりたいと回答していますが、43.8%が地域の活動に参加していないと回答しています。
- 外国人住民の46.6%が「外国人が参加できる行事を多くしてほしい」と回答しており、44.3%が「祭り、運動会、スポーツ大会などに参加したい」と回答しています。
- 日本人住民の45.9%が外国人住民と「積極的に関わっていきたい」、または「今からの関わり方で良い」と回答しており、41.1%が地域行事等に外国人が参加しやすい環境を作ることが必要だと回答しています。

課題：地域交流の促進が必要である

(2)生活環境

- 外国人住民の69.9%が病院に行ったことがあると回答しています。そのうち、35.8%が病院で症状を伝えることができなかつたり、診断結果・治療方法が分からなかつたりするなどの困った経験があると回答しています。
- 外国人住民の30.1%が病院に行ったことが無いと回答しています。その理由として、15.2%が病院の利用の仕方が分からないからと回答しています。
- 日本人住民の28.9%が、外国人に対する医療・保健・福祉分野の施策を充実させてほしいと回答しています。
- 外国人住民の36.5%が、日本の文化や生活の習慣・ルールを勉強する行事を増やしてほしいと回答しています。
- 日本人住民の62.5%が騒音やごみの出し方などの生活ルールを守ってほしいと回答しています。

課題： 外国人が利用しやすい医療・保健・福祉・生活衛生サービスが必要である

- 外国人住民が民間賃貸住宅への入居が断られたケースがありました。
- 本ビジョン策定委員会にて、本市内では多くの外国人住民が移動に自転車や公共交通機関が利用されているものの、交通ルールや公共交通機関の利用方法について十分な周知が図られていないとの意見がありました。

課題： 住居・公共交通に関する不安の解消が必要である

- 防災情報を宇部市公式ウェブサイトから得ている外国人住民は14.6%であり、また、外国人住民の54.3%が避難場所を把握していないと回答しています。
- 日本人住民の18.3%が地域の防災訓練や防犯活動に参加してほしいと回答しています。

課題： 外国人が分かりやすい防災情報の発信が必要である

(3)雇用

- 外国人住民の74.9%が就業しており、技能実習生の44.2%や特定技能外国人の40.0%が給料が安いことに対して不満を感じていると回答しています。
- 特定技能外国人の45.7%が、お金がないことで困ったことがあると回答しています。
- 卒業後に市内での就職を検討する留学生がいるが、市内企業の情報や選択肢が少ないとの意見がありました。
- 本ビジョン策定委員会にて、外国語での就業相談が困難であることや、英語ができて日本語が全くできない学生はアルバイトがなかなか決まらない状況にあることが指摘されました。

課題：外国人の雇用環境・受入体制の充実が必要である

- 日本人住民の56.4%が外国人住民と共生する必要があると考えており、少子高齢化で労働力が不足する中、技能実習生や特定技能外国人による労働力の補足を期待する傾向が増加すると考えられます。
- 本ビジョン策定委員会にて、特定技能外国人の高賃金の職への転職や高賃金の地域の地域への移動が段階的に可能になる中で、安心して人材を確保するためには、優れた労働環境など賃金以外の面で本市の競争優位性を確保する必要があるとの意見がありました。

課題：外国人労働環境の改善が必要である

(4)子育て・教育

- 子育てや教育・学校で困っていることや不安であることについて、44.7%の保護者が不安はないと回答しています。
- 金銭的な不安や進学や就職の仕組みについて、不安を抱いている保護者も一定数いるため、経済的な不安の解消や子育てに関する情報を漏れなく伝える仕組みが必要です。

課題： 外国人の子どもの教育環境・受入体制の充実が必要である

課題： 経済的な不安の解消が必要である

- 子どもがいる外国人住民の18.5%が子育てに関する多言語のガイドブックを、17.4%が子どもの教育について相談できる外国人相談窓口を希望しています。
- 子どもがいる外国人住民の14.1%が子どもへ日本語の勉強を教えることを求めています。
- 日本語指導が必要な外国人の相談が増えているといった意見や特定技能外国人に帯同する家族のフォローが必要であるといった意見がありました。

課題： 外国にルーツを持つ子どもたちの日本語学習の機会の充実が必要である

(5)情報

- 外国人住民の47.0%が宇部市の行っている外国人住民のための取組を知らず、宇部市の広報誌やウェブサイトから情報を得ている外国人住民は10.0%しかいません。
- 困りごとがあるときに、市役所の相談窓口相談する外国人住民が7.3%しかいません。
- 日本人住民の78.6%が宇部市が行っている外国人住民のための取組を知りません。
- 日本人住民の56.0%が外国人に対する相談体制や多言語での情報提供を充実させる取組に力を入れるべきだと考えています。

課題： 情報発信ツールの認知度向上が必要である

- 外国人住民の37.9%が外国語での生活情報の発信や案内看板を求めています。

課題： 情報発信に対する期待への対応が必要である

- 宇部市外国人総合相談窓口が認知されていないといった意見がありました。
- 相談したいことがあるときに、どこに相談するべきか分からないといった意見がありました。

課題： 相談窓口の認知度向上が必要である

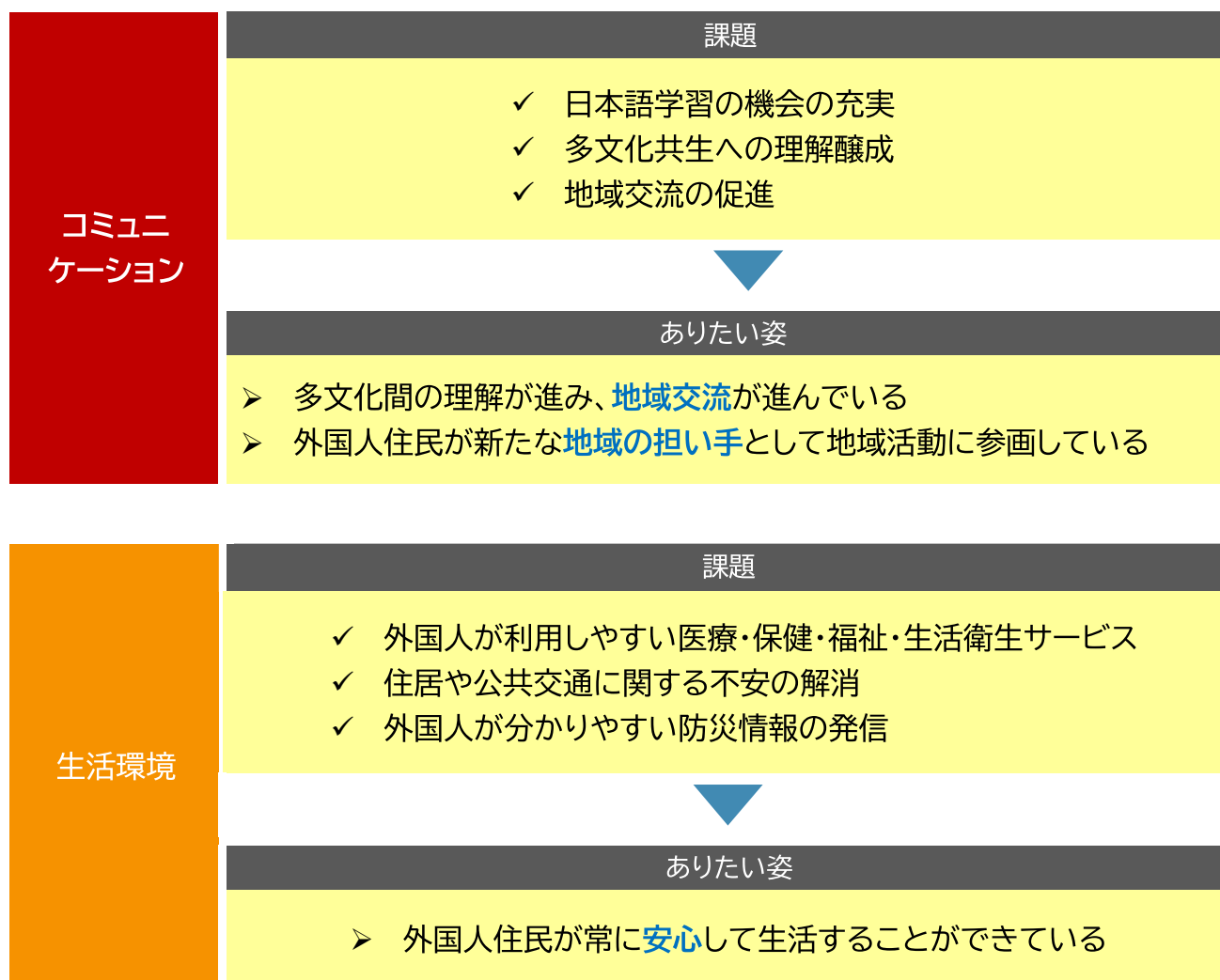
- 日本人住民の35.2%が、習慣や文化の違いからトラブルが起こるのではないかと不安を感じています。
- 日本人住民の64.8%が、外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知してほしいと考えています。
- 外国人住民の36.5%が、日本の文化や生活習慣・ルールを勉強する行事を求めています。
- 本ビジョン策定委員会委員にて「必要な情報が多言語化されていないことが原因でトラブルが発生する可能性がある」といった意見がありました。

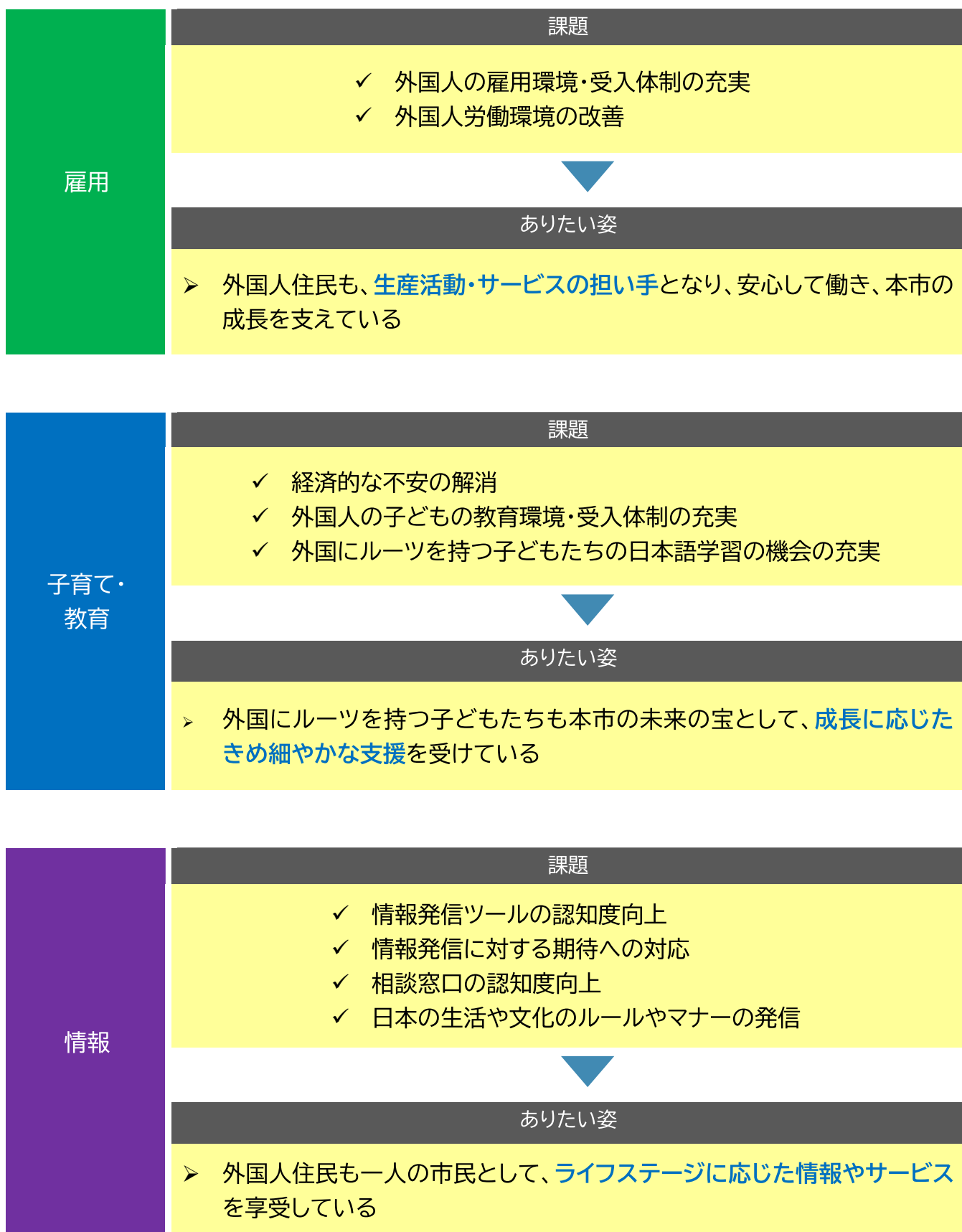
課題： 日本の生活や文化のルールやマナーの発信が必要である

第3章 基本理念・基本方針

1 ありたい姿

第2章で確認した各分野の現状と課題を踏まえ、以下のとおりありたい姿を設定します。





2 基本方針

ありたい姿を実現するため、5つの基本方針を定めます。具体的な取組は、県域にわたる多文化共生施策を実施する県や関係機関などの様々な主体と連携し、推進します。

- ✓ 多文化間の交流が進み、**地域交流**が進んでいる
- ✓ 外国人住民が新たな**地域の担い手**として地域活動に参画している

基本方針1 相互尊重のコミュニケーションによる地域づくり

- ✓ 外国人住民が常に**安心**して生活することができる

基本方針2 誰もが安心して生活することができる地域づくり

- ✓ 外国人住民も、**生産活動・サービスの担い手**となり、安心して働き、本市の成長を支えている

基本方針3 日本人と外国人が共に社会で活躍できる地域づくり

- ✓ 外国にルーツを持つ子どもたちも宇部市の未来の宝として、**成長に応じたきめ細やかな支援**を受けている

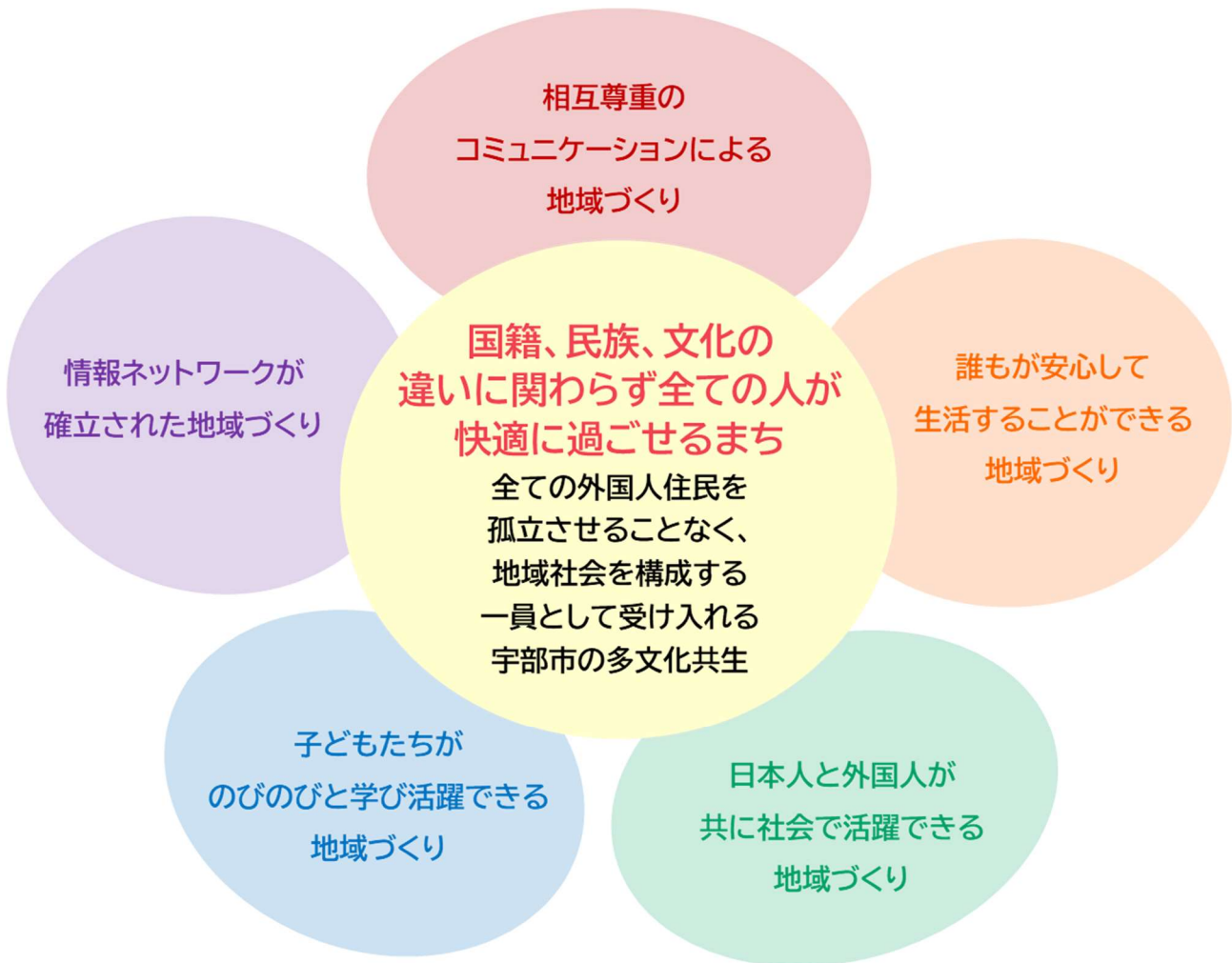
基本方針4 子どもたちがのびのびと学び活躍できる地域づくり

- ✓ 外国人住民も一人の市民として、**ライフステージに応じた情報やサービス**に享受している

基本方針5 情報ネットワークが確立された地域づくり

3 基本理念

先に定めた5つの基本方針を包括する基本理念を「国籍、民族、文化の違いに関わらず全ての人が快適に過ごせるまち」とし、全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れ、宇部市の持続可能な発展を目指します。



第4章 施策

前章で定めた基本理念と5つの基本方針の実現に向けた取組の方向性を、基本方針ごとに以下のとおり定めます。

基本方針	取組の方向性
1 相互尊重のコミュニケーションによる地域づくり	(1)生活のために必要な日本語教育の充実
	(2)「やさしい日本語」の普及啓発
	(3)多文化共生の意識啓発と相互理解の促進
	(4)外国人住民の地域での交流・活躍の推進と社会参画
2 誰もが安心して生活することができる地域づくり	(5)外国人が利用しやすい生活サービスの充実
	(6)日々の暮らしや公共交通に関する不安の解消
	(7)外国人を含めた地域防災力の強化
3 日本人と外国人が共に社会で活躍できる地域づくり	(8)外国人住民が働きやすい環境の整備
	(9)インバウンド観光客への宇部市の魅力発信
	(10)姉妹・友好都市や諸外国との交流
4 子どもたちがのびのびと学び活躍できる地域づくり	(11)外国にルーツを持つ子どもたちの教育環境・受入体制の充実
	(12)グローバルに活躍する青少年の育成
5 情報ネットワークが確立された地域づくり	(13)多言語による行政情報や相談窓口の提供
	(14)多文化共生の実現に向けた情報発信

基本方針1 相互尊重のコミュニケーションによる地域づくり

外国人が、生活のために必要な日本語能力を身に付け、地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、日本語教育を充実させます。

また、外国人にとって理解しやすい「やさしい日本語」の普及を図るとともに、多文化共生の意識醸成を図り、日本人住民と外国人住民が日常生活の中で多文化交流や地域交流ができる地域づくりを促進します。

(1)生活のために必要な日本語教育の充実

行政

県協会

市民活動団体

外国人住民に最も身近な基礎自治体として、外国人住民への日本語教育を充実させます。

また、日本語を学びたい外国人に向けて情報を提供します。

主な取組

- 日本語教室の充実
- オンライン日本語クラスの運営、
- 日本語学習のための情報提供



(2)「やさしい日本語」の普及啓発

行政

市民・地域

県協会

多くの外国人住民にとって共通して理解できる言語である「やさしい日本語」について、日本人住民への普及啓発を図り、「やさしい日本語」でのコミュニケーションを促進します。

また、外国人住民の閲覧可能性が高い行政文書やウェブサイト等について、「やさしい日本語」での発信を行います。その際、ICT 技術の活用も積極的に検討します。

主な取組

- 「やさしい日本語」を用いたコミュニケーションの促進
- 「やさしい日本語」での情報発信
- 宇部市国際ボランティア制度に「やさしい日本語」分野を新設



(3)多文化共生の意識啓発と相互理解の促進

行政

県協会

市民・地域

多文化共生に関する知識や意識を深めるため、講座やワークショップを実施します。

主な取組

- 相互の国際理解促進のための講座等の開催
- 多文化共生のまちづくりの担い手の育成



(4)外国人住民の地域での交流・活躍の推進と社会参画

行政

市民・地域

市民活動団体

外国人住民が祭りや運動会等の地域行事に参加しやすくなる環境を整えます。

主な取組

- 地域住民との交流機会の創出
- 外国人の知識や技能を活かしたイベントの開催
- 地域の祭りやイベントへの参加促進



基本方針2 誰もが安心して生活することができる地域づくり

外国人住民も本市に長く住み続けたいと思えるよう、安全に安心して生活できる環境づくりを行うことで、日本人住民を含む誰もが豊かに安心して暮らすことができる地域づくりを促進します。

(5)外国人が利用しやすい生活サービスの充実

行政

県協会

外国人住民も社会の一員として日本人住民と同様の公共サービスを享受し、生活できるような環境を整備します。

主な取組

- 医療機関受診時の翻訳アプリや通訳ボランティアの活用
- 多言語による親子健康手帳(母子健康手帳)や予防接種予診票等の作成
- 子育てに関するサービス制度の情報提供



(6)日々の暮らしや公共交通に関する不安の解消

行政

市民・地域

県協会

日本での暮らしや公共交通のマナーを共有し、外国人住民と日本人住民がお互い快適に暮らせる環境を整備します。

主な取組

- 外国人への防犯・交通安全等に関する理解促進
- ごみの分別方法や自治会制度等生活ルール周知のための情報発信
- 生活オリエンテーションの実施、地域公共交通の多言語化



(7)外国人を含めた地域防災力の強化

行政

市民・地域

県協会

外国人住民や一時的な滞在者を含む全ての市民の災害時の被害を最小化するために、防災力の向上に取り組みます。

主な取組

- 避難所での多言語対応の充実
- 外国人向け防災教室の実施
- 防災訓練等への外国人住民参加促進
- SNS を活用した災害に関する情報の発信



基本方針3 日本人と外国人が共に社会で活躍できる地域づくり

様々な背景を持つ外国人を含む全ての市民が社会に参加し、能力を最大限に発揮し、地域産業を支える一員として活躍することで、多様性に富んだ活力ある地域づくりを促進します。

また、インバウンド観光客の誘致や姉妹・友好都市等との交流を通じて地域の国際化を推進します。

(8)外国人住民が働きやすい環境の整備

行政

県協会

企業

関係機関と連携しながら、外国人労働者と日本人労働者の双方が快適に働ける環境づくりを推進します。

主な取組

- 市内企業への外国人材の受入支援



(9)インバウンド観光客への宇部市の魅力発信

行政

関係機関と連携しながら、海外や外国人観光客に向けて宇部市の魅力を発信していきます。

主な取組

- 観光地としての魅力づくり推進
- 海外への観光プロモーションの強化
- 外国クルーズ船の誘致促進



(10)姉妹・友好都市や諸外国との交流

行政

市民・地域

市民活動団体

姉妹都市のニューカッスル市(オーストラリア)とカステジョ・デ・ラ・プレーナ市(スペイン)、友好都市の威海市(中国)を中心に、諸外国との交流事業を実施し、行政間のみならず、市民レベルでの交流を促進します。

主な取組

- 人的交流の促進
- 都市交流の推進
- 教育・文化・スポーツを通じた都市間交流の促進



基本方針4 子どもたちがのびのびと学び活躍できる地域づくり

子どもたちが安全に安心して生活できる環境づくりや、子どもたちがグローバルに活躍できる環境づくりを促進します。

(11)外国にルーツを持つ子どもたちの 教育環境・受入体制の充実

行政

県協会

教育機関

外国にルーツを持つ子どもたちとその保護者が安心して学校生活を送れるよう、受入体制を整えます。

主な取組

- 外国にルーツを持つ子どもたちへの就学支援
- 外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語学習支援
- 保護者向け文書の多言語化
- 悩みを抱える子ども・保護者の相談体制の構築
- 多文化共生教育の推進



(12)グローバルに活躍する青少年の育成

行政

市民活動団体

教育機関

本市がこれまで築いてきた姉妹・友好都市やその他海外との交流を活用し、グローバルに活躍できる青少年を育成します。

主な取組

- ジュニアグローバル研修派遣
- 姉妹都市短期留学支援
- 青少年の国際交流イベントへの参加促進



基本方針5 情報ネットワークが確立された地域づくり

外国人住民を含む全ての市民が平等に行政・生活情報を受信し、等しく行政サービスを受用できる環境の整備に取り組みます。

(13)多言語による行政情報や相談窓口の提供

行政

県協会

行政サービスの多言語化や職員の多文化共生意識向上を通じ、本市の国際化と多文化共生を推進します。

主な取組

- 行政・生活情報の多言語化
- 公共施設のサインの多言語化
- 来庁時の窓口での多言語対応
- 職員向け「やさしい日本語」研修会の開催
- 通訳・翻訳での ICT の活用



(14)多文化共生の実現に向けた情報発信

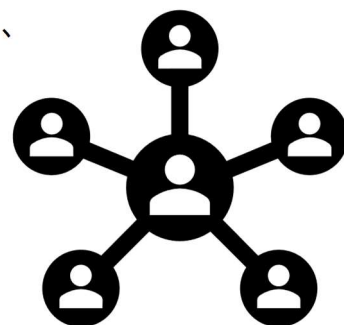
行政

県協会

デジタルメディアの活用と効果的なコミュニケーション戦略により、本市の多文化理解と多文化共生を推進します。

主な取組

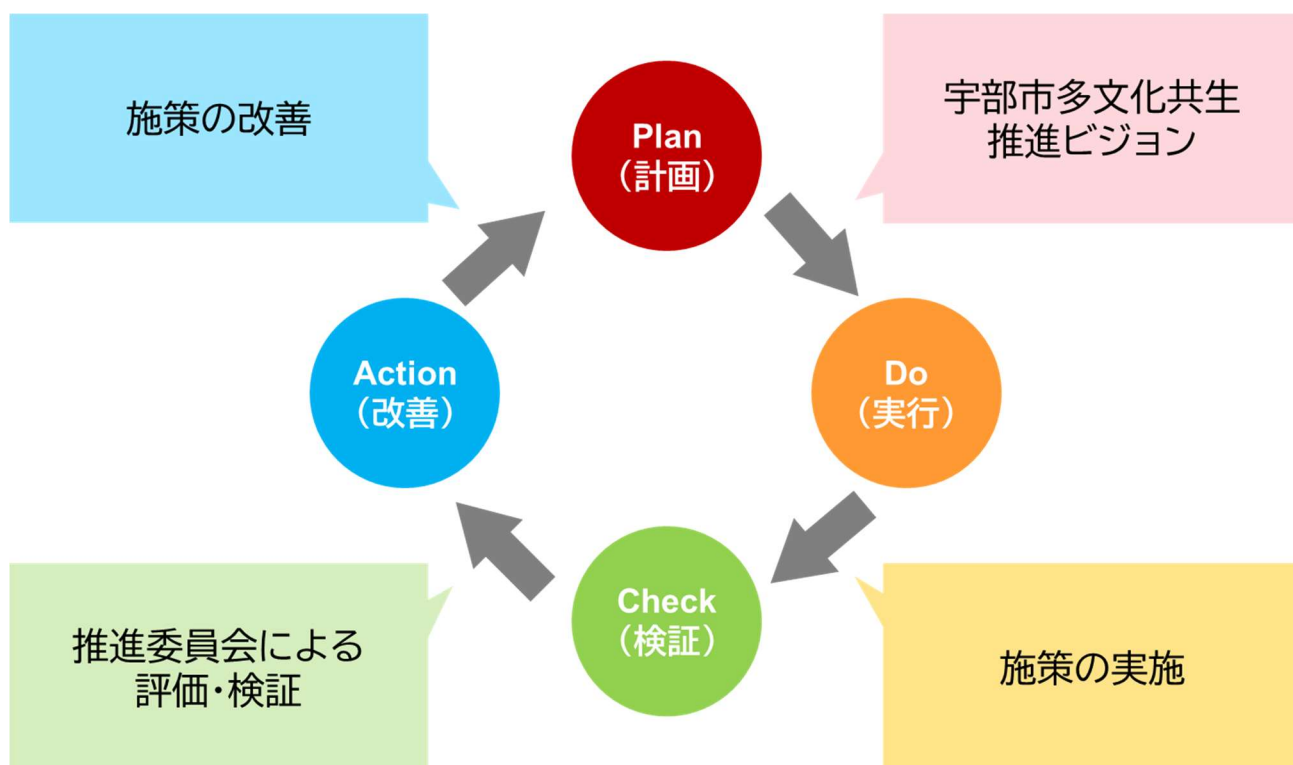
- SNS を活用した多文化共生の取組の発信
- 地域で活躍する外国人住民の紹介
- 宇部市多文化共生推進ビジョンの効果的な発信



第5章 推進体制

1 施策の推進体制

多文化共生の着実な推進を図るため、本ビジョンで定める主な取組について、第三者を含む推進委員会が、毎年、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。



2 各主体の役割

多文化共生のまちづくりを推進するためには、産官学民の全ての主体が、それぞれの立場で担い手となり、互いが連携し、共同して取り組む必要があります。



(1) 市民・地域の役割

- 企業や学校、地域等、様々な外国人住民との交流の機会を通じ、互いの文化的違いを認め合い、互いを理解し尊重し合うことで、共に長く安心して豊かに暮らすことができる宇部市づくりを進めていくことが期待されます。
- 外国人住民は、地域社会で自立して生活していくために、日本語能力の向上に努めるとともに、地域の文化や習慣に関する理解を深める必要があります。
- 日本人住民は、外国の文化や生活習慣などに関して理解を深め、やさしい日本語を交えて外国人住民と積極的なコミュニケーションを図り、交流を深めることが求められます。
- 自治会は、市民生活に最も密着した基礎的な組織であり、地域における多文化共生の推進に重要な役割を果たすことができます。
- 外国には自治会という地縁組織がないことが多いため、自治会の役割について説明し理解を得るとともに、自治会への加入を促進し、より多くの外国人住民が、地域での交流や活躍、社会参画が進むような環境を作ることが期待されます。

(2) 行政の役割

- 本市は、本ビジョンに掲げる基本理念・基本方針に基づいて、模範となるべく、率先して具体的な施策に取り組むとともに、地域や市民活動団体、企業等との情報共有など、連携や協働を図ることで、多文化共生を推進します。
- 山口県は、山口県多文化共生推進指針に基づき、市町や関係機関等と連携し、多文化共生の推進に必要な施策を着実に推進します。

(3) 公益財団法人山口県国際交流協会の役割

- 山口県や県内市町と連携した多言語情報の提供、外国人住民に対する「やさしい日本語」を含む多言語での相談、外国人住民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな取組が期待されます。

(4) 市民活動団体等の役割

- 多文化共生のまちづくりは、様々なノウハウやネットワークを持つ市民活動団体との連携・協働が必要不可欠です。地域社会に密着し、各団体の特性を活かした取組が望まれます。また、外国人住民自らが市民活動の中心となり、主体的に活動することも、今後ますます求められます。

(5)企業の役割

- 外国人を雇用する企業等には、外国人労働者等が安心して働くことができるよう、人権の尊重や労働関係法令の遵守など、働きやすい就労環境づくりが求められます。また、外国人労働者の定着促進に向けて、生活面へのサポートの充実、自治体や関係団体と連携した暮らしやすい地域づくりへの参画、日本語教育機会の提供が期待されます。

(6)教育機関の役割

- 児童・生徒が異なる文化を理解し、尊重する価値観を身につけるために、小中学校及び高等学校において多文化共生理解を促進する機会を設けることが期待されます。
- 大学や高等専門学校等の高等教育機関には、留学生の持つ能力や多様性を多文化共生の推進に活かすとともに、留学生が地域で活躍するための仕組みをつくることが期待されます。

多文化共生に関するキーワード

多文化共生

地域における多文化共生については、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(総務省、2006年3月)において、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とされています。

日本における国籍の扱い(出典:法務省 国籍 Q&A)

日本国籍の取得及び喪失の原因は、国籍法(昭和25年法律第147号)に定められています。

日本国籍を取得する原因

1 出生(国籍法第2条)

- (1) 出生の時に父又は母が日本国民であるとき
- (2) 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき
- (3) 日本で生まれ、父母がともに不明のとき、又は無国籍のとき

2 届出(国籍法第3条, 第17条)

届出による国籍の取得とは、一定の要件を満たす方が、法務大臣に対して届け出ることによって、日本国籍を取得するという制度です。

- (1) 認知された子の国籍の取得
- (2) 国籍の留保をしなかった方の国籍の再取得
- (3) その他の場合の国籍の取得

3 帰化(国籍法第4条から第9条まで)

帰化とは、日本国籍の取得を希望する外国人からの意思表示に対して、法務大臣の許可によって、日本の国籍を与える制度です。

日本国籍を喪失する原因

1 自己の志望による外国国籍の取得(国籍法第11条第1項)

自分の意思で外国国籍を取得した場合、例えば、外国に帰化をした場合等には、自動的に日本国籍を失います。

2 外国の法令による外国国籍の選択(国籍法第11条第2項)

日本と外国の国籍を有する方が、外国の法令に従って、その外国の国籍を選択した場合には、自動的に日本国籍を失います。

3 日本国籍の離脱(国籍法第13条)

日本と外国の国籍を有する方が、法務大臣に対し、日本国籍を離脱する旨の届出をした場合には、日本国籍を失います。

4 日本国籍の不留保(国籍法第 12 条)

外国で生まれた子で、出生によって日本国籍と同時に外国国籍も取得した子は、出生届とともに日本国籍を留保する旨を届け出なければ、その出生の時にさかのぼって日本国籍を失います。

5 その他(国籍法第 15 条、第 16 条)

在留資格(参考:出入国在留管理庁 知っておきたい!! 在留管理制度あれこれ)

出入国管理及び難民認定法(入管法)(昭和 26 年政令第 319 号)によると、「外国人」の意義は「日本の国籍を有しない者をいう」としており、日本に入国・在留する外国人は、原則として入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要があります。このように、在留資格を持って中長期間在留する外国人の在留状況を継続的に把握し、適正な在留の確保に資するための制度を「在留管理制度」と呼びます。

在留資格一覧(出典:法務省作成資料)

就労が認められる在留資格(活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格(ただし、資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

在留カード(出典:出入国在留管理庁ウェブサイト 在留カードとは?)

在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として我が国に中長期間在留する者(中長期在留者)に対して交付されます。したがって、出入国在留管理庁長官が我が国に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを証明する「証明書」としての性格を有するとともに、上陸許可以外の在留資格に係る許可時に交付される在留カードは、従来の旅券になされる各種許可の証印等に代わって許可の要式行為となるため「許可証」としての性格を有しています。

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要部分が記載されていますので、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることとなります。また、16歳以上の方には顔写真が表示されます。



特別永住者と特別永住者証明書(出典:法務省作成資料)

特別永住者とは、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第17号、以下「入管特例法」と呼ぶ。)に定める「平和条約国籍離脱者¹」又は「平和条約国籍離脱者の子孫²」に対し、同法の規定により与えられる法的地位のことです。特別永住者には、その法的地位や氏名等の基本的身分事項を証明するため、出入国在留管理庁から「特別永住者証明書」が公布されます。



外国人住民に係る住民基本台帳制度(出典:総務省ウェブサイト 外国人住民に係る住民基本台帳制度)

我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市区町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。

そこで、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るための、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日に施行されました。

本法律の施行により、外国人住民に対して住民票が作成され、翌年平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)及び住民基本台帳カード(住基カード)についても運用が開始されました。

¹ 終戦(降伏文書調印日、1945年9月2日)以前から引き続き本邦に在留し、又は1945年9月3日以降にその子として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留している者で、日本国との平和条約の発効(1952年4月28日)により日本国籍を離脱することとなった朝鮮人(韓国人を含む。)及び台湾人

² 平和条約国籍離脱者の子孫として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者

外国にルーツを持つ子どもたち(参考:大阪市子育て家庭を応援する「親力アップサイト」、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」)

日本に移り住んできた外国籍の子どもや両親のうち一方が海外籍である子ども、国際結婚・家族のよびよせなどにより海外で生まれ育った後に日本国籍を取得した子どもたちなどは一般的に「外国にルーツを持つ子どもたち」と呼ばれています。

外国にルーツを持つ子どもたちの多くは、日本語での日常会話が十分にできない場合や、日常会話ができてても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じるため、学校生活に必要な日本語を身につけるための日本語指導を必要としています。

やさしい日本語(出典:静岡県「やさしい日本語」の手引き)

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のことで、日常的な場面や身近な話題で使われる日本語を「ある程度」理解できる人が使うレベルです。

1995年の阪神・淡路大震災で、日本にいた多くの外国人が、日本語を十分に理解できず、必要な情報を得られないがために適切な行動を取ることができず、被害を受けました。

そこで、災害発生時に、日本語が不慣れな外国人に、素早く的確に情報を伝えることを目的に考案されたのが「やさしい日本語」です。

考案当初は、災害時の情報伝達手段として使われていましたが、現在では、自治体や外国人支援団体で、生活情報や観光情報などを伝える手段としても使われるようになりました。

例) 在留カード以外は必要ありません。

→ 在留カードを 持ってきて ください。

余震のおそれがあるため、十分に警戒してください。

→ 余震<後から 来る 地震>に 気をつけて ください。

宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会委員名簿

区分	団体等名 役職	氏名
学識経験者	山口大学国際総合科学部 准教授	ソーレンセン・アリエル・キース
学識経験者	山口大学留学生センター 助教	川崎 千枝見
日本語教育	日本語クラブ宇部 代表	小寺 紀美代
労働	宇部公共職業安定所 統括職業指導官	安光 善美
労働	ユー・アイ・ケイ協同組合 顧問	西山 一夫
福祉	社会福祉法人宇部市社会福祉協議会 地域福祉課 課長	石崎 輝正
住民代表	宇部市自治会連合会 川上地区会長	田中 辰夫
関係機関	公益財団法人山口県国際交流協会 主任	田中 沙織
教育	宇部市小学校長会 会長	原 浩一郎
行政	宇部市観光スポーツ文化部 部長	富田 尚彦

区分	団体等名 役職	氏名
アドバイザー	山口県観光スポーツ文化部国際課 課長	松田 恭明
オブザーバー	山口県宇部警察署生活安全課 課長	品川 大和
アドバイザー	一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー	阿部 一郎※

※第2回宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会のみ一般財団法人自治体国際化協会から派遣

宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 宇部市において、多文化共生に関する施策を総合的・計画的に推進するための新たな指針となる「宇部市多文化共生推進ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定することを目的として、宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1)ビジョン策定に関する事項
- (2)その他ビジョン策定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、多文化共生に関係する者等から、市長が依頼する15人以内の委員で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員の任期は、就任の日から令和6年3月31日までとする。

(アドバイザー)

第4条 委員会にアドバイザーを設置することができる。

- 2 アドバイザーは、多文化共生に関する高度な知識・技能を有する者を市長が選任する。
- 3 アドバイザーは、委員会においてビジョン策定に関する助言等を行う。

(会議等)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は公開で行うものとする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、宇部市観光スポーツ文化部観光交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

宇部市多文化共生推進ビジョン

令和6年（2024年）4月
宇部市観光スポーツ文化部観光交流課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7-1
TEL 0836-34-8136
FAX 0836-22-6083
